

令和元年 9 月 井手町

9 月 定 例 会 議 録

井 手 町 議 会

令和元年9月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（9月17日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
諸般の報告	4
議席の指定及び変更	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
一般質問	1 1
中坊 陽議員	1 2
1 汐見町政7期目の運営について	
2 新設特別支援学校開設に向けた町道整備等について	
谷田利一議員	1 4
1 交通対策について	
2 議員報酬について	
木村武壽議員	1 7
1 井手町地域創生計画について	
2 多賀地域山間部・廃材等投棄について	
丸山久志議員	1 9
1 新庁舎建設について	
2 新設道路へのアクセス道路建設の財源確保について	
西島寛道議員	2 4
1 広報の配布について	
2 猫の去勢・不妊手術の補助について	
奥田俊夫議員	2 9
1 災害や捜索活動の在り方について	
2 防災行政無線について	

脇本尚憲議員	3 1
1 山城多賀駅前商業施設誘致の今後について	
2 セクシャル・マイノリティー（L G B T）への取り組みについて	
谷田みさお議員	3 5
1 幼児教育・保育無償化について	
2 バス運行の財政問題について	
3 避難所体育館へのエアコン設置について	
4 駅駐輪場の整備について	
議案第 3 4 号 井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件	4 6
議案第 2 8 号 井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件	4 7
議案第 2 9 号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定 の件	5 2
議案第 3 0 号 井手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改 正する条例制定の件	5 9
議案第 3 1 号 井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定 の件	6 1
議案第 3 2 号 令和元年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）	6 2
議案第 3 3 号 令和元年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）	7 2
散会	7 4
署名議員	7 5

第 2 号（9 月 2 5 日）

応招・不応招議員	7 7
出席・欠席議員	7 7
出席事務局職員	7 7
出席説明員	7 7
議事日程	7 9
開会	8 0
会議録署名議員の指名	8 0
平成 3 0 年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意	

見書並びに財政健全化審査意見書等について……………	80
議案第35号 平成30年度井手町一般会計、特別会計「国民健康 保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保 険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件……………	81
議案第36号 平成30年度井手町水道事業会計決算認定の件……………	83
議案第37号 平成30年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決 算認定の件……………	85
議案第26号 井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件……………	87
議案第27号 井手町職員の分限に関する手続及び効果に関する条 例等の一部を改正する条例制定の件……………	89
議案第38号 玉水駅橋上化等工事委託契約変更について同意を求 める件……………	92
令和元年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告 書並びに平成30年度城南土地開発公社決算に関す る報告書について……………	94
発議第 1号 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算の確 保を求める意見書……………	94
議員派遣の件……………	96
閉会中の継続調査の申し出について……………	96
閉会……………	97
署名議員……………	98

第 1 号（令和元年 9 月 1 7 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和元年9月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和元年9月17日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和元年9月17日午前10時00分 議長 岡田久雄

閉会 令和元年9月17日午後 3時07分 議長 岡田久雄

応招議員

1番	奥田 俊夫	2番	脇本 尚憲
3番	谷田 利一	4番	西島 寛道
5番	岡田 久雄	6番	古川 昭義
7番	丸山 久志	8番	中坊 陽
9番	谷田みさお	10番	木村 武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田 俊夫	2番	脇本 尚憲
3番	谷田 利一	4番	西島 寛道
5番	岡田 久雄	6番	古川 昭義
7番	丸山 久志	8番	中坊 陽
9番	谷田みさお	10番	木村 武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	脇本 尚憲	7番	丸山 久志
----	-------	----	-------

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎 裕美	議会書記	坂井幸一郎
議会書記	梶田 篤志	議会書記	仁木 崇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

参 与 島田 智雄
 理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
 理事兼建設課長事務取扱 西田 哲弥
 学校教育課長・
 自然休養村管理センター館長兼務 高江 裕之
 税 務 課 長 乾 浩朗
 住 民 福 祉 課 長 中坊 玲子
 高 齢 福 祉 課 長 寺井 佳孝
 産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭
 同和・人権政策課長 西島 豊広
 社会教育課長・
 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 平間 克則

教 育 長 松田 定
 理事兼地域創生推進室長事務取扱 眞木 伸浩
 理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
 企 画 財 政 課 長 花木 秀章
 会計管理者・会計課長兼務 光田 恵理
 保 健 医 療 課 長 中谷 誠
 保健センター所長・
 地域包括支援センター所長兼務 小山 烈
 上 下 水 道 課 参 事 森田 肇
 いづみ人権交流センター所長・
 いづみ児童館長兼務 木田 ゆかり
 学校給食センター所長 奥山 英高

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和元年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和元年9月17日（火）午前10時開議

- 第1 諸般の報告
- 第2 議席の指定及び変更
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 一般質問
- 第6 議案第34号 井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件
- 第7 議案第28号 井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第8 議案第29号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9 議案第30号 井手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 議案第31号 井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第32号 令和元年度井手町一般会計補正予算（第2回）
- 第12 議案第33号 令和元年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）

議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

本日の会議に古川議員より少しおくれるとの連絡がありましたので、ご報
告申し上げます。

会議を始めます前に、今定例会に提出されております議案に印刷ミスが見
つかり、その取り扱いにつきまして、先ほど議会運営委員会を開催し、正誤
表により対応することになりましたので、ただいまから正誤表を配付させま
すのでよろしくお願いいたします。また、正誤表の説明につきましては、議案の
提案とあわせて行います。

ただいまから令和元年9月井手町議会定例会を開会し、ただちに本日の会
議を開きます。

日程に入ります前に、一言ご挨拶申し上げます。

皆さんもご承知のとおり、去る8月6日に告示されました井手町長選挙の
結果、汐見町長が住民各位の支持を得て、無投票7期目の当選を果たされま
した。心からお祝いを申し上げますとともに、ご健康にご留意され、住民の
負託に応え、町政の推進にご活躍されますよう期待いたします。

さて、本日、汐見町長より9月定例議会を招集されました。各議案につ
きまして慎重にご審議をいただきますとともに、円滑な議会運営が行われます
ようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

日程に入ります。

日程第1、諸般の報告を行います。

さきの町長選挙と同一日程で行われました井手町議会補欠選挙の結果、奥
田俊夫議員が当選されましたのでご報告申し上げます。

それでは、奥田俊夫議員を紹介いたします。

1番（奥田俊夫） おはようございます。ただいまご紹介いただきました奥
田でございます。住民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指
して、何事にも頑張って取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともご
指導ご鞭撻賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（岡田久雄） 次に、補欠議員の常任委員会委員及び特別委員会委員の
選任についてご報告申し上げます。今回当選されました補欠議員の常任委員

会委員及び特別委員会委員の選任につきましては、閉会中のため、委員会条例第6条第4項の規定により、去る8月11日付で議長において産業厚生常任委員会委員、交通対策特別委員会委員、議会活性化特別委員会委員に奥田俊夫議員を選任いたしました。

次に、閉会中の議会活動について報告いたします。会議規則第129条の規定により行われました議員派遣につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

次に、監査委員から6月分、7月分、8月分の例月出納検査結果報告については、写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

次に、教育委員会から、平成30年度教育に関する事務の点検及び評価報告書の提出があり、先に全員協議会で配付をいたしておりますので、ごらんおき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2、議席の指定及び変更を行います。

今回、補欠選挙において当選された奥田俊夫議員の議席を会議規則第4条第2項の規定により1番に指定します。また、あわせまして、ただいまの議席に関連し、議席の一部変更を会議規則第4条第3項の規定により、2番、脇本尚憲議員、3番、谷田利一議員、4番、西島寛道議員、5番、岡田久雄議員、6番、古川昭義議員に変更いたします。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、脇本尚憲議員、7番、丸山久志議員を指名いたします。

日程第4、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月27日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月27日までの11日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定(条例の一部改正)の件6件、令和元年度補正予算2件、同意案件1件、平成30年度決算認定の件3件、工事委託契約変更の件1件。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今定例会に提出され

ました案件の提案理由の説明をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、9月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、任期満了に伴い執行されました町長選挙におきまして、一つの基本姿勢と六つの柱からなる32項目の基本政策を公約として発表し、その実現に向け精いっぱい取り組んでいくことを訴えてまいりました。おかげさまで無投票で7度目の当選をさせていただきましたが、無投票での再選ということは、多くの住民の皆様方からこれまでの町政運営の姿勢や実績を高く評価していただいた結果であると考えておりまして、大変光栄に思うと同時に責任の重さを痛感しているところであります。それだけに、これからの4年間、公約実現のために精いっぱい頑張って住民の期待に応えてまいらなければならないと決意も新たにしているところであります。

それでは、町政を担当するに当たりまして、所信の一端を述べさせていただきます。

私は平成7年、町長に就任以来、町政運営を進めるに当って三つの基本姿勢や考え方を堅持してまいりました。一つ目は、町の主人公である住民と対話を重ね、一緒になって町政を進める。二つ目は、公費は全て住民のお金でありますので、一円たりとも無駄にせず、最少の経費で最大の効果を上げる。三つ目は、ガラス張りの町政を推進するというものでありまして、これからの4年間も、この三つの基本姿勢や考え方を堅持しながら町政を推進してまいりたいと考えております。

次に、この4年間具体的に取り組んでまいりたい内容であります。本町の最も大きな課題は人口の減少を食い止めるということでありまして、そのためには、まちづくりの核となりますJR奈良線の複線化と企業誘致、そして国道24号城陽井手木津川バイパスの整備の三つが最も重要であると考えております。この間、その実現に向けて精いっぱい努力をしてまいりましたが、おかげさまで、それぞれが実現に向けて大きく前進を図ることができました。

これからは、核となる三つを中心に、しっかりとまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

具体的なものを申し上げますと、一つ目のＪＲ奈良線の複線化についてであります。現在、高速化・複線化第二期事業に取り組んでおりますが、工事が完成するのは令和５年の春で、この工事が終わりますと、複線化率は６４％になります。しかし、まだ３６％が単線区間として残ることとなります。残った単線区間は乗車人員も少なく、しかも、天井川が多く、木津川もあるということで、多額の事業費を必要とする区間であります。したがって、奈良線の全線複線化は非常に厳しいことが予想されますが、国交省に長く勤めてこられた西脇知事の力をおかりしながら、何としても実現させたいと思っております。

また、複線化とあわせた関連事業として、ＪＲ玉水駅の整備等を進めてまいりました。駅の橋上化と自由通路、エレベーターの設置につきましては、昨年１２月に完成し、その後すぐに供用開始を行いました。住民の方々からは、駅の東側から乗りおりができるようになり便利になったとの声も多く聞いております。現在、東側の駅前広場と、それに通ずる町道の整備は町の方で実施し、駅西側につきましては、府道とあわせて京都府の方で整備をしていただいております。いずれも完成は来年の３月末を予定しております。昨年１２月に駅舎が完成した際、ＪＲから完成記念式典の実施について問い合わせがございましたが、開催場所や経費等の面から、全てが完了した時点で実施した方がよいただろうということで、来年度の初めごろに開催できればと思っております。

二つ目の企業誘致についてであります。これまで８社ほどの企業を誘致してまいりましたが、この間、ハローワーク京都田辺における井手町の有効求人倍率は２．４倍から３倍を維持しておりますので、管内の中で最も高い率となっております。しかも、１社当たり平均して約１，０００万円程度の増収となっておりますので、税収や雇用の創出といった面で大きな効果があらわれております。企業誘致については、新たな用地が必要となりますが、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在第２期の地域創生計画を策定中ですが、計画策定に向けて２０歳から３９歳の女性を対象にアンケート調査を実施いたしましたところ、井手町に住みにくいと感じる理由について、８８％の方が買い物等の日

常生活が不便との回答でありました。したがって、この問題を解決しない限り、これからも転出は続いていくこととなりますので、既に京都府へ商業施設誘致に対する支援、協力を要請しておりますが、京都府の協力も得ながらJR山城多賀駅前への商業施設の誘致を早期に実現できるよう努力してまいりたいと考えております。

三つ目は、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備であります。既にルートも決まり、今年度新規事業化もしていただきましたので、新庁舎建設検討会議からの提言どおり、バイパスと府道東井手線の交差する部分に役場庁舎を移転したいと思っております。土地所有者の協力がいただければ、任期中に実現してまいりたいと考えております。また、バイパスのルート上には、山吹ふれあいセンターがありますので、新庁舎の隣接地に移設できればと思っております。

新庁舎は、新名神から国道163号を結ぶバイパスのほぼ中間に位置することとなりますので、バイパスと新庁舎との間に、国にお願いして、防災機能等を兼ね備えた休憩施設を設置してもらえるよう努力してまいりたいと考えております。

バイパスが使用できるときには、多くの住民にご利用いただけるよう、市街地とバイパスとを結ぶアクセス道路を整備してまいりたいと思っておりますし、本町の最も大きな課題であります人口の減少を食い止めるためには、新たな住宅が必要となってまいりますので、バイパスやアクセス道路の付近に住宅開発を進めてまいりたいと考えております。

そのほか、教育や福祉、子育て支援、環境対策、商工業や農業の振興、暮らしの周辺整備、消防・防災対策等につきましても、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。特に、教育や福祉、子育て支援、暮らしの周辺整備等につきましては、これまでどおり関係団体と十分話し合いをしながら、少しでも前進できるように努めてまいりたいと考えております。

また、本町は国や京都府に多くの事業に取り組んでいただいておりますが、それらは本町のまちづくりにとって重要な事業ばかりでありますので、それぞれの事業ができるだけ早く実現できるように、しっかりと協力してまいらなければならないと考えております。特に、国道24号城陽井手木津川バイパスは、井手町の将来がかかっている大変重要な事業でありますので、関係方面へ強く働きかけながら、できるだけ早期に実現できるように努力してま

いりたいと考えております。

これからの数年間は、本町にとりまして将来を左右する大変重要な時期を迎えることとなります。これまでから申し上げておりますように、国や京都府のご支援をいただきながら、住民と議会と行政とが一つになって、同じ方向に向かって進むことができたならば、本町の課題は必ず解決できるものと確信しております。これから4年間、私もしっかりと頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうか議員各位におかれましても、これまで同様、町政推進のためにご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和元年度も、はや6カ月になろうとしております。既に普通交付税や臨時財政対策債を合わせた実質交付税の配分額も7月23日に決定し、町税につきましても、年間収入見込み額がほぼ把握できる状況にありますので、現時点における令和元年度の財政見通しについてご報告させていただきます。

まず、実質交付税では、普通交付税は約12億7,200万円、前年度に比べ約1,800万円、率にして1.4%の増、臨時財政対策債は約8,800万円、前年度に比べ約2,400万円、率にして21.4%の減、合わせまして実質交付税は約13億6,000万円、前年度に比べ約600万円、率にして0.4%の減となっております。

また、町税の年間収入見込み額であります。企業進出による固定資産税や都市計画税の増収は見込めるものの、個人住民税の減収などによりまして、町税全体で約9億円と、前年度同時期と比較して同額程度となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第26号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件ほか、12件の案件につきましても、その概要をご説明申し上げます。

議案第26号から議案第31号までの6件は、いずれも条例の一部改正であります。

議案第26号は、住民基本台帳法施行令の改正に伴う一部改正であります。

議案第27号は、成年被後見人等の権利に係る制限の見直しを行うための一括整備法の施行に伴う一部改正であります。

議案第28号は、地方税法等の改正に伴う一部改正であります。

議案第29号は、子ども・子育て支援法の改正に伴う一部改正であります。

議案第30号は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴う一部改正

であります。

議案第 3 1 号は、水道法の改正に伴う一部改正であります。

議案第 3 2 号は、令和元年度一般会計の補正でありまして、補正総額は 7, 4 8 0 万 5, 0 0 0 円の増で、補正後の一般会計予算は 4 2 億 1, 6 9 6 万 4, 0 0 0 円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、本町の空き家バンクへの登録をさらに促進するため、空き家再生支援に 2 5 0 万円、井手町のまちづくりのさらなる活性化を図るため、井手町地域おこし協力隊事業に 5 7 4 万 9, 0 0 0 円それぞれ計上いたしますとともに、国道 2 4 号城陽井手木津川バイパスのルート決定に伴い、新庁舎建設検討会議にて、最も適している場所を選定いただき、そこを候補地として決定するとともに、当該土地所有者から事業を推進することの同意が得られましたので、今回、役場新庁舎建設関連費用に 4, 2 8 4 万円計上いたしております。

次に民生関係では、各種事業の精算等による返還金に 4 1 8 万 1, 0 0 0 円、10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化事業として、認可外保育施設等を利用した場合に支給する子育てのための施設等利用給付費に 1 2 0 万円、それぞれ計上いたしております。

なお、10月1日より、本町の保育所に通う子どもの保育料につきましては、3歳児から5歳児は全員無償となり、ゼロ歳児から2歳児は住民税非課税世帯が無償となります。また、本町では、今回の保育料無償化にあわせ、子育て支援のより一層の充実を図るため、3歳児から5歳児の副食費は徴収しないこととし、ゼロ歳児から2歳児につきましても、今定例会に条例改正の議案を提出し、保育料における給食費相当分を町で負担してまいりたいと考えております。これによりまして、本町では、ゼロ歳から義務教育が終了する中学卒業までの全ての給食費が無料になることとなります。

次に商工関係では、個人番号カード利用環境整備に 1 3 9 万 7, 0 0 0 円計上いたしております。

次に土木関係では、J R 玉水駅前同様、J R 山城多賀駅前にも時計を設置するため、その費用に 5 1 0 万円、老朽化している多賀地区の町営住宅を建てかえるため、測量、調査費用に 7 5 0 万円それぞれ計上いたしております。

次に消防関係では、消防団員への退職報償金に 1 3 2 万 2, 0 0 0 円計上

いたしております。

次に教育関係では、10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化事業として、幼稚園を利用した場合に支給する子育てのための施設等利用給付費に155万4,000円、新庁舎の建設予定地に係る文化財発掘調査費に100万円それぞれ計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、地方特例交付金729万6,000円、分担金及び負担金978万1,000円の減、国・府支出金438万6,000円、寄附金45万7,000円、繰入金5,439万9,000円、繰越金1,222万6,000円、諸収入132万2,000円、町債450万円計上いたしております。

議案第33号は、令和元年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第34号は、井手町自治功労者の推薦についてでありまして、表彰条例第3条の規定に基づき提出するものであります。

議案第35号から議案第37号までの3件は、いずれも平成30年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに多賀財産区特別会計の決算について、議会の承認を得ようとするものであります。

平成30年度決算につきましては、昨年度に引き続き、全ての会計の実質収支は黒字となっております。なお、国保会計につきましては、保険税の不足分として1,600万円を一般会計から法定外繰り入れしたことにより黒字になっているものでありまして、厳しい財政状況は何ら変わっていないことから、今後も財政運営には十分な注意が必要であると考えております。

議案第38号は、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事委託契約を変更するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ捕捉説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明といたします。よろしく申し上げます。

議長（岡田久雄） 次に、日程第5、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は8名であります。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

中坊 陽議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊 陽議員。

8番(中坊 陽) 8番、中坊 陽です。2点の事項について一般質問を行います。

1点目として、汐見町政第7期目の運営についてお伺いいたします。

汐見町長は、8月の町長選挙では前回以上の各種33住民団体から、これまでの実績などが評価され、推薦を受けて無投票当選されました。7期目の基本姿勢として、経験と行動力を生かし、西脇京都府政と協調して、豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまちの実現を掲げられています。

そこで、今回の選挙の基本政策と実現に向けた具体的な取り組み、人口減少などの課題解消についての考えをお聞きします。

2点目として、新設特別支援学校開設に向けた町道整備などについてお聞きします。

京都府教育委員会より、児童・生徒数200人程度の井手地区新設特別支援学校の開校予定が令和3年4月と発表されました。そこで、本町の役割である学校への進入町道など、周辺の整備状況と今後の見通しについてお聞きします。

1、町道3号線道路改良工事、多賀地区に通じる通称才田道。現状と通行どめ予定期間の令和2年3月が早く解消されないか。

2、町道29号線道路改良工事、学校建設地西側道路。現状と府道と東井手線までの延伸工事の見通し。

3、開校に向けて、京都府の求めている町道や下水道などの整備は期日までに確実に仕上がるのかお聞きします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 汐見町長。

町長(汐見明男) 私の方からは、1点目のご質問についてお答えいたします。

まず、7期目の町長選挙に当たり、経験と行動力を生かし、西脇京都府政と協調して、「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまちの実現をめざします」を基本姿勢として、六つの柱からなる32項目の基本政策を公

約として発表し、その実現に向け精いっぱい取り組んでいくことを訴えてまいりました。

具体的に六つの柱について申し上げますと、一つ目は「自然環境を守り育て安全でやすらぎのあるまちづくり」として5項目、二つ目は「快適な暮らしと豊かな自然を活かしたまちづくり」として4項目、三つ目は「活力のある産業振興と観光・交流のまちづくり」として4項目、四つ目は「あすを創造する教育や文化・スポーツをはぐくみ、子どもたちがのびのび育つまちづくり」として7項目、五つ目は「いきいきと安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」として4項目、六つ目は「つながりとふれ合いを大切に、みんなで取り組むまちづくり」として8項目を基本政策としております。

なお、町政運営における基本姿勢や具体的な取り組みにつきましては、冒頭の挨拶で述べさせていただいておりますので省略させていただきますが、これからの4年間、国や京都府のご支援と議会や住民のご協力をいただきながら、これらの実現に向けて、精いっぱい頑張っていきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 2点目の新設特別支援学校開設に向けた町道整備等についてであります。一つ目の町道3号線道路改良工事につきましては、現在、道路の盛り土はおおむね完了したものの、町道29号線との交差点付近において側溝工事や上下水道の布設工事を集中し順次行うため、通行どめを行っており、完了後に舗装工事を実施し、令和2年3月ごろまでには通行どめを解除することとしておりますが、工程調整を図るなど、一日でも早く解除できるように努力してまいりたいと考えています。

二つ目の町道29号線道路改良工事につきましては、町道3号線交差点から新設特別支援学校の正門を越えた町道38号線との交差点までの第1工区については、今年度、側溝工事及び歩車道境界ブロック工事等を実施し、来年度に特別支援学校の建築工事の工程と調整を図りながら舗装工事を行い、完成させる予定であります。

府道までの延伸工事であります第2工区につきましては、昨年度実施したボーリング調査の結果を踏まえ、道路の計画が固まりましたので、今後、用地幅を確定し、用地買収を進めるとともに、用地買収が進めば、来年度から

工事を実施していきたいと考えております。

三つ目の期日までに確実に整備ができるかにつきましては、今後とも京都府教育委員会と協議、調整を図りながら、着実に進めてまいりたいと考えています。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） 要望として申し上げておきます。

一つ目の町政運営については、私も議員の 1 人として、また住民の 1 人として、しっかりと取り組んで町長を支えていきたいと思っています。どうか実現に向けて目いっぱい頑張っていただきたいと思います。

2 点目の新設工事、改良工事等については、やはり特に才田道、町道 3 号線、ご不便をかけております。そのことを理解していただいていると思えますけれども、工期までに完成することを、確実にできることを願って質問を終わります。

以上です。

議長（岡田久雄） 次に、谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

3 番（谷田利一） 3 番、谷田利一です。通告書に基づいて、私から大きく 2 点についてご質問申し上げます。よろしく申し上げます。

大きく 1 点目、交通対策について。

J R 玉水駅及び周辺整備は進み、完成が待たれ、住民から期待されています。駅西広場整備も日に日に進んでいますが、相変わらず府道上狛城陽線の通過車両は増加の一方です。以前より多くの方からも、危険を伴うことから速度抑制のための路面標示の工夫等の要望もありました。通学路でもあり、見守り隊の方が手持ちの横断旗を振り切られるという事案も発生しており、駅利用者の住民の道路横断者も多く、危険と背中合わせの状態であります。

このようなことから、駅前道路への信号機の設置を望む声が多く聞かれます。公安委員会、交対協等ハードルがあるとは思いますが、事故が発生してからでは遅いです。町の玄関口として、駅利用者の交通安全面からも、一日も早く信号機の設置をお願いしたく、本町の考えをお伺いします。

大きく2点目です。議員報酬についてお伺いたします。

議員のなり手不足については、意識や能力があってもチャレンジしにくいという点があり、その背景には、特に働き盛りの勤め人にとっては、職場の理解と協力がなければなりません。また、新聞報道では、議員のなり手のない一つの要因として議員報酬の低さを挙げており、議員報酬だけでは生計が立たず、会社員では兼業も難しいと指摘しております。社会情勢としても、雇用延長によって65歳定年延長になってきており、本人が望めばもっと働くことが可能な場合があります。

そのような状況で、勤め人にとっては立候補するリスクは非常に大きく、場合によっては職を投げ打って出馬しなければならないケースも考えられます。出馬についてはちゅうちょせざるを得ないのがもっともではないかと考えられます。そのために、年金をもらっている人か、農業や自営業の人などの特定の職種でなければ立候補しにくくなってきているのではないかと考えております。

民間企業は年齢や勤務年齢、能力に応じ給与が増加しますが、議員報酬は一定であり、生計を維持するのは困難であると考えざるを得ません。また、任期が4年であり、退職金も議員年金もありませんし、退職後の保障の面でも不安定であります。本町では、議会の議員に政策調査研究等の活動のために支給される政務活動費もありません。町の財政を考えると安易に議員報酬を上げることはできませんが、報酬が問題となって若い人の出馬決断の妨げとなっているならば、残念なことであると思います。議員のなり手不足の問題は、議員報酬が全てとは思いませんが、大きな問題であることは事実です。

住民の声に耳を傾けて、地域の課題を的確に捉え、その解決策を議会に掲示する役割を果たせる人材が議会に求められております。町議会としても、この問題については、真剣に考えて対処していかなければならないと考えます。若手世代の発想、感覚が町政に反映されるためにも、平成17年の特別報酬審議会のままの議員報酬は、ある程度の報酬の増額は必要かと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。よろしくお伺いたします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、2点目のご質問についてお答えいたします。

今、谷田利一議員から議員報酬についての説明がありましたが、内容は十分理解できますので、できるだけ早く特別職等報酬審議会を設置して、諮問してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 1点目の交通対策についてであります。JR玉水駅前の府道上狛城陽線の交通安全のため、井手地区こども見守り隊の方々の日々の活動をはじめ、毎月15日には綴喜交通安全協会井手支部、春と秋の交通安全週間の際の井手町交通対策協議会での街頭啓発など実施していただいております。また、田辺警察署交通課や玉水駅前の交番において交通パトロールの実施をはじめ、できる限り通学時間帯に立ち番をすることによって、車両の速度の抑制や児童・生徒の見守りなどに努めていただいております。現在、京都府において、JR玉水駅へのアクセス向上や通学路の安全性の向上を図るため、玉水駅西交通広場を整備していただいております。

議員ご指摘のように、玉水駅前の府道上狛城陽線は通過車両が非常に多く、危険な状況であると私どもも十分認識しております。しかし、変則的な交差点でありますので、信号機が設置できるかどうかも含めて関係機関と相談してまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 要望して質問を終わりたいと思います。

1点目の交通対策についてですけれども、今答弁いただきましたけれども、以前にも答弁いただきまして、井手交番の前ところに警察官が立って朝の見守りをということをお伺いしていたんですけれども、見守り隊の方にお伺いしますと、そんなもの見たことがないということやったので、再度行政の方にお願ひし、田辺署の方に言っていただきましたら、さすがにえらいもので、2学期になってから連日、交番の前に、それから横断歩道に警察官が立っていただいているそうです。大変感謝されているところです。ちなみに、2学期になって警察官が立ってから、スピードを出す車もほとんどいない、スピードダウンしているということで、効果はあるということです。

10人ほどの子どもが横断歩道を渡り始めてから終わるまで、横断旗を持

って、どれぐらいの車が一体停滞するのかなということで、はかられたそうです。そうすると、片方の、北行きの方の車で、渡り終わるまで旗を上げたら合計17台車がとまったそうです。それほど車の通過が多いということで、ぜひとも、事故があってからでは遅いので、一日も早く信号機の設置を要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（岡田久雄） 木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。いつもありがとうございます。通告に基づきまして、一般質問をいたします。

質問事項につきましては、1点目につきましては、井手町地域創生計画についてであります。次に、2点目には、多賀地域山間部廃材等投棄についてであります。

質問要旨としまして、まず1点目、井手町地域創生計画についてであります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略として、井手町における人口減少対策及び地域創生の取り組みを推進する人口ビジョン、地域創生戦略の策定等について、有識者の意見を聴取するため、井手町地域創生推進会議が平成27年5月に設置され、10月に井手町地域創生計画初版が策定されました。平成28年度から毎年、推進会議が開かれていますが、計画に上げられている基本的な考え方、取り組む施策について、現状と今後について詳しくお尋ねいたします。

次に、2点目であります。多賀地域山間部廃材等投棄についてであります。

多賀地区山間部に建設資材等の不法投棄が何度も目撃されており、住民の方も不安な思いをされております。近隣の市町村では、環境パトロール車等で不定期な巡回をされており、さまざまな成果を上げているとの情報があります。

そこで、次のことについて質問をいたします。

町道に建設等の廃材が捨てられていた時の状況と、今後の対策をお尋ねします。

次に、京都府内をはじめ、本町の巡回はどのような形になっているのか教えていただきます。

次に、不法投棄をした場合、法律ではどのように罰せられるのかお尋ねいたします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 眞木地域創生推進室長。

理事（眞木伸浩） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の井手町地域創生計画についてであります。井手町地域創生計画は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として、産業関係者、行政機関関係者、学識経験者、金融機関関係者といったさまざまな方々にご参画をいただいた井手町地域創生推進会議における議論等を踏まえ、平成27年度から今年度までの5年間における本町での人口減少対策を取りまとめたものであります。

本計画におきましては、結婚・出産・子育て環境づくり、地域経済を活性化させる仕組みづくり、行ってみたい、住んでみたい、住み続けたいまちづくり、持続可能で活力ある地域づくりの四つを基本目標とした上で、おののちに数値目標及び重要業績評価指標を設定し、それらを達成するための具体的な施策を取りまとめております。今後は、本計画に掲げた具体的な施策の推進に引き続き努めるとともに、今年度が現行計画の終了年次に該当することから、その振り返りを行った上で、次期井手町地域創生計画を策定したいと考えております。

具体的には、現行の人口ビジョンにつきまして、専門機関である地域活性化センターへの委託により、直近の人口動態等を踏まえた精緻な見直しを行うとともに、同ビジョンで掲げる人口の将来像を実現するため、現行計画の進捗状況に関する検証を行った上で、次期計画に掲げるべき数値目標、重要業績評価指標及び具体的な施策内容を検討する必要があります。

これらの検討に当たっては、国や京都府における次期計画の策定に向けた議論の内容を踏まえつつ、町民等へのアンケートや井手町地域創生推進会議等を通じ、さまざまな方々からのご意見を頂戴することを予定しており、井手町が有する魅力のさらなる発信や、今後予定されているさまざまなインフラの開発を本町の人口減少対策に効果的に結びつけるための方策等、来年度からの5年間において、本町が取り組むべき課題について十分に議論を行った上で、年度末に次期計画を策定したいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 2点目の多賀地域山間部廃材等投棄についてありますが、一つ目の町道に建設等の廃材が捨てられていたときの状況と今後の対策につきましては、先月8月10日に多賀山神地内の町道で廃材の投棄が発生して以降、同月29日までの間に、4回にわたって婦人研修センターから自然休養村管理センターまでの町道上3カ所で投棄を確認しております。廃材の内容は、主に木材及び畳、土砂等建築廃材であり、夜間に投棄されたものと考えておりました、撤去に必要な手続を行った上で、9月3日に全ての箇所の撤去作業を完了しております。現在、田辺警察署生活安全課、京都府循環型社会推進課及び京都府山城北保健所環境室で現地を確認され、行為者の特定に向けた捜査が行われているところであります。

今後、町及び京都府において引き続き巡回パトロールを行うとともに、抑止啓発看板の設置や京都府等と相談しながら、より効果的な対策を検討し実施してまいりたいと考えております。

二つ目の町内における巡回の状況につきましては、町独自で実施するパトロールは随時行っており、また、今回の箇所については、京都府においても保健所によるパトロールが平日及び土日祝祭日を含め週2回から3回、巡回していただいているところであります。

三つ目の不法投棄をした場合の罰則につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項の規定によりますと、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科するとされています。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

丸山久志議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 丸山久志議員。

7番（丸山久志） 7番、丸山です。通告に基づきまして、2点について伺いいたします。

まず1点目といたしまして、新庁舎建設についてであります。

木津川堤防の破堤による水害時に防災拠点として役場庁舎が機能するため、高台への庁舎の移転が計画され、検討委員会も幾度となく開かれ、着々と準備が進められていると伺っています。また、これまで、場所について、新設

される城陽井手木津川線道路と府道東井手線の交差点付近という説明を聞いておりましたが、具体的なルートが示されたことから、新庁舎建設地が特定されると思われまます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず1点目といたしまして、具体的な場所と広さについてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、期限のある有利な起債を活用するためのタイムスケジュールについてお伺いいたします。

3番目といたしまして、住民への周知についてお伺いをいたします。

4点目、新庁舎の建設費には一体どれぐらいの予算が必要か、お伺いをいたします。

5点目といたしまして、現庁舎の今後の利用方法についてお伺いをいたします。

大きく2点目といたしまして、新設道路へのアクセス道路建設の財源確保についてお伺いいたします。

念願の国道24号バイパス城陽井手木津川線の建設が実施されることとなり、多くの皆さんが喜んでおられます。これまでのご労苦に対しまして、改めて敬意をあらわすところでありまます。

今後、新設道路ができますと、その道路にアクセスするための町道の整備が必要となってまいります。現在の国道24号と新設道路をつなぐ場合、本町は町の中心部にJR奈良線が通っているため、難工事が予想されます。道路機能を向上させるためには、高架橋やアンダーパスなど、立体交差が望ましいのですが、そういった場合、多くの費用がかかることとなってまいります。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1点目といたしまして、こういった国道が新設された場合に、それにアクセスする町道の整備、そういうものに補助制度はあるのかどうか。

2点目といたしまして、何カ所ぐらいのアクセス道路を想定され、また、その財源はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の新庁舎建設についてであります。一つ目の具体的な場所と広さにつきましては、まず、新庁舎を建設するに当たり、住民の意見を取り入れることが重要であることから、学識経験者をはじめ議会や各種団体、まちづくり団体の代表者、さらに公募による委員、計 13 名で構成された新庁舎建設検討会議を平成 27 年度に設置し、これまで 12 回の会議をはじめ、機能や規模等を検討するため先進地視察なども実施していただくとともに、各種団体へのアンケートや中学生、高校生、大学生のヒアリングなどの意見も取り入れつつ、検討委員会としてのご意見を取りまとめていただき、提言をいただいたところでもあります。その後、その提言に基づき、新庁舎基本構想、基本計画を平成 30 年 3 月に策定してきたところでもあります。

また、当該計画で、候補地については、役場庁舎は防災拠点であることから、洪水浸水想定区域でない高台に建てかえることが不可欠である。また、災害時には救援、救護など、アクセス道路が必要であることから、計画されている宇治木津線道路、府道東井手線の付近が望ましい。主要公共交通機関である JR 奈良線の快速が停車する玉水駅から徒歩で行ける場所が望ましい。庁舎建設に必要な一定の面積が確保でき、町の発展性が見込める場所が望ましいという提言もいただいたところでもあります。

さらに、当該計画において、具体的な候補地については、今後、宇治木津線いわゆる国道 24 号城陽井手木津川バイパスルートが決定次第、検討を行うこととされていたところでありまして、本年 2 月に当該ルートが決定したこと、また、このバイパスルート上に山吹ふれあいセンターがあることから移設が必要となったことや、当該バイパスの利用者が休憩できる設備や道路情報、町の情報を入手することができる道の駅的休憩施設の設置などについて、本年 6 月と今月に検討会議を開催し、基本計画の追加検討の事項としてご議論いただいたところでもあります。

その結果、具体的な場所については、府道東井手線とバイパスの交差点部分の 4 地区を比較検討し、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に指定されておらず、また、玉水駅からのアクセスをはじめ、矩形で必要面積が確保できるなど、府道東井手線とバイパスの交差点部分の南西側、小字名で言いますと東高月及び宮ノ前が最も適している場所として提言をいただいたところでもあります。それをもとに、新庁舎、山吹ふれあいセンター、道の駅的

休憩施設の建設並びに駐車スペースなどを含め約1万3,500平方メートルの面積を決定したところであります。

二つ目の期限のある有利な起債を活用するためのスケジュールにつきましては、庁舎建設における国の財政支援において、河川の堤防が崩壊した場合などの洪水浸水想定区域内にある庁舎移転に対する制度がなかったことから、汐見町長みずから総務省や国土交通省などに出向き、庁舎移転の必要性や財政支援の重要性などを訴えながら、制度化について要望していただきました。その結果、国において、本町の庁舎移転の際の財政支援として、市町村役場機能緊急保全事業債を創設していただいたところであります。

この財政支援の内容については、起債対象経費75%を上限として借り入れたうちの30%の元利償還金が交付税措置されますので、計算いたしますと起債対象経費の22.5%の支援となります。なお、当該財政支援を受けるとする要件は、新庁舎の実施設計を令和2年度までに着手することとされておりまして、この制度を有効に活用できるよう、今次定例会において、一般会計補正予算にて所要の費用を計上させていただいております。現在のところ、新庁舎の完成時期については、令和5年3月末と計画しております。

三つ目の住民への周知につきましては、事業認定等、法手続きに必要な説明会などにおいて周知してまいりたいと考えております。

四つ目の新庁舎の建設費にはどれぐらいの予算が必要かにつきましては、現在、基本計画の追加検討にて試算中ではありますが、新庁舎の建物のみで15億円程度になると見込んでおります。

五つ目の現庁舎の今後の利用方法につきましては、今後、検討会議などのご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 2点目の新設道路へのアクセス道路建設の財源確保についてであります。議員ご指摘の現在の国道24号と新国道バイパスとをつなぎ、JR奈良線を立体交差するアクセス道路の整備には多額の費用や多くの用地協力が必要で、事業期間も長くなることから、現在の市街地からバイパスとを結ぶ道路整備を最優先とし、今年度実施する城陽井手木津川バイパスアクセス道路検討業務で検討することとしています。

アクセス道路の箇所数につきましては、新国道バイパスの整備効果を町内

全域に行き渡らせることができるよう、既存町道の再整備を中心に井手地区、多賀地区のおのおのにおいて、複数のアクセス道路を整備する必要があると考えております。なお、財源につきましては国の社会資本整備総合交付金を考えており、町負担分につきましては、交付税措置のある起債を活用することとしています。

議長（岡田久雄） 再質問ございますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 丸山議員。

7番（丸山久志） それでは、追加でお聞きしたいと思います。

新庁舎の起債の部分であります。本町の場合、幸いに基金を積み立てているわけです。17億程度の基金があって、15億かかるなら、それでやってしまえるわけです。そのときに、総額に対しての補助なのか、新たに起債を起こさんと補助は受けられないのか。だから、全体に対する補助なのか、起債の部分だけに対する補助なのか。それを再度確認したいと思います。

それと、大きな2番目のアクセス道路の財源についてであります。聞いていますと、今回はアンダーパスや高架橋の大きな工事は予定はないということですが、それでも、町道数本を整備していくにはそれなりの財源が必要になってくると思います。そういった場合、本町の場合、早くから行財政改革に取り組み、多くの基金を積んでおられます。そういった長期的な財源に対して基金というのは大変有効であると考えておりますが、最近、基金を積むことが悪いことのように、ため込みだというようなビラが配布されておりました。そういった心ないビラに対しまして、私は、本当に基金があるからこそ早急に手立てができる、そういうふうに思っておりますが、そういったビラのため込みということに対しまして、汐見町長、どういうふうにお考えかお伺いいたします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） 今の基金の関係ですね。大変残念なビラですねということです。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 私の方からは、庁舎建設に係る地方債の関係で

ご答弁申し上げます。

先ほどのようなご質問の中で、起債を借りた分に対しての補助になるかというお話がございましたが、今回の起債につきましても、起債を借り入れた分のうち30%が交付税算入されるということですので、起債を借り入れなければ、地方財政措置は得られないということでございます。

以上です。

議長（岡田久雄） 再質問ございますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 丸山議員。

7番（丸山久志） もう一回だけ。庁舎の方ですけど、そしたら、基金はあっても起債を起こすわけですね。それで、それに対して今度、基金でまた返していくというような考えでいいわけですか。15億の建物に対して17億の基金を積んでいるわけですね。ほなら、それだけでも十分、本町としてはやれるわけですけども、交付税措置を受けようと思うと、一旦起債を起こしてやらなければ交付税措置されないということであるので、一旦、基金はあっても起債を起こしてやっていくということでもありますね。その辺だけ確認いたします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

庁舎の整備基金はございますが、それは町の単独のみの財源になってまいりますので、できるだけ有効な財源を活用していくということで、庁舎の整備につきましても、地方債を起こして、それについては後ほど交付税算入されますので、その分は町の負担が軽くなるということになりますので、起債を起こしていくということでございます。つまりは、起債を借りないと補助は受けられないということですので、そういった方法をとらせていただきたいと思っております。

議長（岡田久雄） この際、暫時休憩します。11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

西島寛道議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西島寛道議員。

4番(西島寛道) 4番、西島寛道。事前の通告に基づき、2点、一般質問をさせていただきます。

まず1点目であります。広報の配付について。

自治体における広報誌の役割は、自治体の計画や取り組み、また子育て、健康づくり、健診などの情報が掲載され、住民の皆さんと行政や町内団体とのかけ橋になっています。本町では現在、基本10日と20日に、広報誌のほかにも町内団体の回覧やイベント等のチラシが配付されています。配付方法は、企画財政課から各区の配付係を経由して隣組長に届けられ、そこから住民の皆さんの家庭に届けられます。配付係のあり方は各区さまざまで、区長や役員を中心にされている区もあれば、婦人会や毎年決められた配付係がいらっしゃる区もあります。

昨今、少子高齢化社会が進み、核家族や単身世帯が増加し、自治会への加入率も低下しています。本町の8月の世帯数は3,446件、配付件数は2,849件となっており、確実に各家庭に届けるのが難しい状況です。また、各区の抱える仕事は多く、広報等の仕分けや配付を担っていただいている方々にご苦労されているとお聞きします。このままでは、各区の役員や配付係の担い手は敬遠され、引き受けが難しくなります。

そこで、次のことについて質問します。

仕分け作業の軽減を図るためにもチラシ、回覧等は大事なツールではありますが、「広報いで」に掲載されている内容も多々あり、見直しが必要と考えます。1冊にまとめることで情報の集約もでき、読みやすくなると思います。本町の考えをお伺いします。

②毎月2回の配付となっていますが、ホームページやインターネットを有効活用すれば各区への配付は1回に減らせるのではと考えますが、本町の考えをお伺いします。

③音声や動画でお知らせできる便利な電子回覧板などを利用される自治会もふえてきていますが、本町でも広報がスマホやタブレット端末を使って情報を伝えられるように検討してはと思いますが、本町の考えをお伺いします。

大きく2点目、猫の去勢・不妊手術の補助についてお伺いいたします。

近年、ペットを家族の一員として愛情を注ぎながら暮らされている方も多

く、3世帯に1世帯はペットを飼っていると言われていています。その中で犬、猫が上位を占め、2018年全国犬猫飼育実態調査では、犬の飼育頭数は890万3,000頭、猫の飼育頭数は964万9,000頭となっています。

しかし、一方で犬猫の殺処分の問題はいまだに続いています。環境省のホームページ、犬・猫の引き取り及び負傷動物の収容状況を見ますと、平成29年度では約10万匹が引き取られ、4万3,000匹が殺処分されています。そのうち8割が猫となっています。猫の殺処分数が多い理由として、不妊去勢がされていない猫を外飼いにしていたり、不妊去勢をしていない野良猫から生まれた猫が殺処分されています。

また、地域における野良猫問題は深刻な住民トラブルにも発展しています。猫には子どもを産む準備が1年に3回あり、不妊去勢していない猫を放っておくと、1組が1年で20頭以上に、2年後には80頭以上、3年後には2,000頭以上にふえるとされています。望まない繁殖は防がなければ、悲惨な結末になります。飼育崩壊を起こす社会問題や殺されていく命を減らしていくためには、現在のところ、去勢・不妊手術というのは一つの有効な手段と考えられます。

そこで、次のことについて質問します。

- 1、野良猫の対策はどのように取り組まれているのか。
 - 2、猫の不妊・去勢手術費用の助成についての考えをお伺いします。
- 以上です。よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 西島議員のご質問にお答えします。

1点目の広報の配付についてであります。広報資料等の配付につきましては、役場からのお知らせ等をはじめ、役場以外の公的機関からのお知らせなどを住民の皆様にもきめ細かくお伝えできるように、各区の皆様の協力を得ながら、毎月10日と20日を基準として月2回行っております。具体的に申しますと、毎月10日に発行する「広報いで」では主にその月の11日から翌月10日までの予定を、毎月20日に発行する役場だよりは次の月の1カ月分の予定を掲載しており、発行日と掲載の範囲をずらすことで、それぞれの発行日以降に確定したお知らせ事項等を盛り込みながら、新しい情報を住民の皆様にお伝えしているものであります。

一つ目のチラシや回覧を1冊にまとめることにつきましては、役場からのお知らせ等は「広報いで」へできる限り集約するなど、引き続き検討してまいりたいと考えております。

二つ目の配付の回数につきましては、京都府や警察、社会福祉協議会、小・中学校など外部から委託される配付物もありますため、配付日を月1回とした場合、逆に、一度に配る量が多くなり、配付をしていただいている地区の皆様への負担が増すのではないかと考えております。

三つ目のスマホやタブレット端末を通じたお知らせにつきましては、「広報いで」につきましては、ホームページに掲載していることから、スマートフォンやタブレットを通じて見ていただくことが可能であります。他の配付物につきましては、町ホームページに掲載することができないことから、広報資料配付の代替としては難しいのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、広報資料等の配付のあり方につきましては、今後も区長会と相談しながら、よりよい方法を検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 2点目の猫の去勢・不妊手術の補助についてですが、一つ目の野良猫対策の取り組みにつきましては、猫に関する苦情が寄せられた場合、飼い主が特定できる猫については、京都府山城北保健所と連携いたしまして、飼い主を訪問し、飼育方法やしつけの指導を行ってきております。飼い主が特定できない猫につきましては、所有者の有無が不明であるため、要望等があった地域に対しまして、チラシの配付や看板設置などで餌づけをしないなど注意啓発の取り組みや、木酢液を使った自衛策などを紹介するなどの対策を行っているところです。

二つ目の猫の不妊・去勢手術費用の補助についての考えにつきましては、京都府内では実施している自治体は3市であり、八幡市、城陽市では飼い主がいなく避妊・去勢手術を行った個人等への一部助成があり、京都市では、それに加え、地域の皆さんが、まちねこ活動として登録し、一定のルールに基づき適切に飼養されている野良猫、いわゆる地域猫については手術が無料となる制度となっております。これらの状況を踏まえ、本町といたしましても、猫の避妊・去勢手術への助成等につきましては、他自治体の事例や効

果などを調査し、検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後も動物愛護についての住民理解を深め、周りに迷惑のかかるような餌やりなどに対する指導、啓発や木酢液を使った野良猫の防除対策などの情報提供を充実させるなど、京都府山城北保健所と連携し、人と動物が共生する社会づくりを目指してまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西島議員。

4番（西島寛道） 今の猫の方、去勢の話なんですけど、最近、本当にごみが荒らされてるんです。ネットをしているのに荒らされている。あれ、カラスじゃないと思うんです。多分、猫が荒らしているのかなど。アライグマかもしれないかもしれませんけれども、ぜひ助成の方、前向きに検討していただいて、もし書類をつくっていただけるならば、簡単なものにしていただきたいと思います。

1点目の広報なんですけど、私が区長をしている南区を取り上げてお話しさせていただきますと、世帯数は今約400弱、そして自治会費をことし納めていただいたのが203件となっています。半分近い世帯が自治会費を納めていただけていない現状です。その理由の一つには、南区は80歳以上の高齢者の方は免除となっており、そのほかにも病気で働けない方や生活に困窮されている家庭も免除ということになっています。これらの理由で納められないのは理解できますが、自治会に入りたくない、邪魔くさいからという理由で払っていただけない方もおられます。自治会費はあくまで任意ですので強制はできませんが、このような方々が最近、年々ふえてきております。このように隣組内で歯抜けが出てきますと、回覧板の順序を変えたり組長の当番を変更したりと本当に大変で、当然、そのようなことをしますと、ほかの方からの苦情も出てきます。また、私、区長をしていますと、回覧板が回ってこないとか配付物が足りないなど、しょっちゅう電話がかかってきます。2日前も、配付物が1枚多いという苦情がありました。うちは12件なのに13件も入っているからという苦情でした。

先ほども申し上げましたけども、高齢化が進み、自治会への加入率も低下してきますと、隣組の制度自体を保つのも困難な状態になってくると思われ

ますので、本当にこのようなこと考えると夜も眠れない状態です。どうか今後は電子回覧板、スマホを活用するなど、何か策を考えていただきますようよろしくお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡田久雄） 奥田俊夫議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 奥田俊夫議員。

1 番（奥田俊夫） 1 番、奥田俊夫です。事前通告に基づき、2 点、私から質問をさせていただきます。

まず一つ目、災害や捜索活動のあり方についてでございます。

先月、本町内において行方不明になられた方がおられ、親族、地元住民、警察署、消防団と一緒に捜索されておりましたが、いまだ発見に至っておりません。どこかで無事でおられることを願っております。

それとは別に、先ごろ、2018 年中に、認知症か、あるいはその疑いが原因で行方不明になり警察に届け出があったのは前年比 1,064 人増の 1 万 6,927 人だったことが警察庁のまとめでわかりました。団塊世代全員が 75 歳になる 2025 年には、認知症の高齢者が約 700 万人に達すると推計されています。本町におきましてもその割合は変わらないと考えられます。

そこで質問です。

防犯やその他対策に関しまして、町内における現在の防犯カメラの設置状況はどうなっていますか。

二つ目といたしまして、今後、増設あるいは各地区単位で設置される場合の助成制度等はどうなりますか。

三つ目、災害や捜索時におけるドローンを利用した活動は検討されていますか。

それと、大きく二つ目ですが、防災行政無線についてであります。

災害はいつ発生するかわかりません。今はかつて経験したことのないような大きな災害が相次いで発生しているため、防災情報の伝達方法も今まで以上に大変重要になってくると考えます。本町におきましても、以前より車両による公報活動を実施していただいておりますが、激しい雨や風のときには、また近ごろの住宅の気密性の向上により、避難情報が確実に伝わっているか

どうかの不明点もあります。町のホームページ上や携帯電話のエリアメール等を利用した情報発信もされておりますが、高齢者の中にはどちらも使用されていない方もおられると思います。使用されている場合でも、実際の防災メールの避難情報は必要な情報が全て盛り込まれている反面、文字数が多く、表現も難しい部分もあります。

そこで、防災行政無線の設置を早急に進めるべきだと考えます。肉声は声の調子で深刻さも伝えることができ、緊急事態であることも伝えることも可能です。災害が深刻な事態になる前であれば、近くの人も誘い、避難を呼びかけることもできると思います。

そこで質問です。

現在は移動系の防災無線は配備されておりますが、今後、同報系防災行政無線を配備されるのでしょうか。

その他、現在検討中の施策はありますか。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 奥田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の災害や捜査活動のあり方についてであります。一つ目の町内における防犯カメラの設置につきましては、平成28年12月に田辺警察署長と締結した井手町と京都府田辺警察署との安全・安心まちづくり協定に基づき、特に園児や児童・生徒の通園、通学の安全・安心のため、田辺警察署と協議しながら設置してきたところであります。現在の防犯カメラの設置箇所は井手小学校、多賀小学校の出入り口、3保育園の入り口、玉水駅自由通路及び玉水駅駐輪場、山城多賀駅自由通路に設置しております。

二つ目の今後の増設あるいは各地区単位で設置した防犯カメラの助成制度につきましては、本年度は泉ヶ丘中学校に設置する予定をしております。今後も町内の防犯カメラの増設については関係機関と協議し、必要箇所があれば設置してまいりたいと考えております。また、各区などの団体が設置した場合の防犯カメラの助成金については、今後の検討課題と考えております。

三つ目の災害や捜査時におけるドローンを利用した活動につきましては、近隣の市町において、災害時にドローンを利用した被害状況を把握するために専門業者との協定の締結も見受けられることから、その利用状況について

確認したところ、現時点では利用に至ったことはないとのことでありました。本町といたしましても、今後、効果を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、２点目の防災行政無線についてであります。一つ目の今後同報系防災行政無線の配備について及び二つ目の現在検討中の施策につきましては、現在、地域住民の皆さんに防災情報を伝達する手段として緊急速報メール、テレビ、ホームページ、広報車にて実施しております。同報系防災行政無線の整備につきましては以前にも検討しておりましたが、当時、携帯電話やスマートフォンが広く普及している状況の中、市町村において緊急速報メールが配信できるとのことから、個別に情報を受信していただける有効なツールとして今に至っております。なお、先進的に実施されている自治体において、屋外のスピーカーでは気密性の高い住宅や雨音なども影響して声が聞き取れない、また、個別受信機では電波の関係で受信しにくいなどの意見もあると伺っております。

また、有効な情報伝達手段を検討していく上で、国や専門業者に伺いますと、無線を設置する際には防災拠点の位置も勘案しなければならないとのことでありまして、これらを踏まえつつ、複数の情報伝達手段を実施している先進的な自治体にも確認しながら、新庁舎建設にあわせて具体的に検討してまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 奥田議員。

1 番（奥田俊夫） 再質問ではありませんが、少ない予算で大きな効果を得られますように、十分検討していただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

議長（岡田久雄） 脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本議員。

2 番（脇本尚憲） 2 番、脇本尚憲です。私の方から、事前通告に基づき、2 件質問させていただきます。

1、山城多賀駅前商業施設誘致の今後について。

山城多賀駅前に誘致予定であった大型商業施設、株式会社 P L A N T の進

出について、先日、正式に中止の通達があり、地域住民も大変残念に思っているとの声を聞きます。平成31年3月議会定例会での一般質問で回答いただいた内容で、将来のまちづくり、住民の日常生活における利便性につながるもので、前向きに捉えていると回答をいただきました。大型商業施設誘致が進行している中での回答であったと思いますが、誘致が中止となった今、今後の買い物インフラについて、再度考えていかなければならない状態であると考えます。今後の本町の考えについて質問します。

2番、セクシュアルマイノリティ（LGBT）への取り組みについて。

近年、セクシュアルマイノリティ（LGBT）という言葉がメディアで目にする機会もふえてきました。民間の調査によると、人口の5%から8%存在すると言われていています。しかし、性の多様性についてまだまだ理解されておらず、地域社会ではLGBTに対する偏見や差別が多く見受けられるのも事実です。誰もが自分らしく生きることができる社会を実現していくことが行政にも求められていると思います。本町としても、いきいきと安心して暮らせる健康・福祉のまちづくりという観点からも、新たに取り組んでいかなければならない課題だと思えます。

そこで質問します。

セクシュアルマイノリティ（LGBT）について、本町の考えは。

2番、セクシュアルマイノリティ（LGBT）に対して、本町として現在取り組まれている内容について、よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の山城多賀駅前商業施設誘致の今後についてであります。議員ご説明のとおり、株式会社PLANTにつきましては進出計画が中止となったところではありますが、第2期の地域創生計画策定に合わせて実施された町民アンケート結果からも明らかなように、本町の定住施策を進めるためには、日常の生活用品等の買い物ができる商業施設を誘致し、都市計画マスタープラン等に位置づけられているとおり、山城多賀駅前地域を生活拠点として商業的土地利用を図ることが必要であるとの方針は何ら変わっておりません。そのため、PLANTの進出計画中止の報告が正式にあった後、すぐに京都府へ商業施設誘致に対する支援、協力を要請したところでありまして、これ

まで数件の問い合わせがあり、現在、京都府が窓口となり、進出企業の意向内容等について確認を行っていただいているところであります。

今後、本町といたしましても、それらの内容を踏まえ、府の協力も得ながら、JR山城多賀駅前への商業施設の誘致が少しでも早く実現できるよう取り組んでいきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 木田いづみ人権交流センター所長。

いづみ人権交流センター所長（木田ゆかり） 2点目のセクシュアルマイノリティー（LGBT）への取り組みについてであります。一つ目のセクシュアルマイノリティー（LGBT）についての本町の考え方につきましては、まず、LGBTとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障がい）の頭文字をとった単語で、性的少数者の総称の一つと理解しております。昨今、LGBTの認知、理解は進んできてはいるものの、課題も多く非常に繊細で、慎重を欠くことで個人の尊厳を著しく傷つける可能性もはらんでおります。

法務省人権擁護局からLGBTについて考え方の方向性が示されており、それによりますと、第1段階として、多様な性について知る機会を設け、第2段階として、身の回りの習慣や常識となっている考え方を点検し、差別やハラスメントにつながるものはないかを考えてみる。そして、第3段階として、性的指向、性自認に関する知識を持つ理解者をふやすことが当事者の支援につながるものであるとのことでもあります。このようなことから、本町におきましても、段階を踏んで慎重に取り組んでいくことが必要であると考えております。

二つ目のご質問のセクシュアルマイノリティーに対する本町の取り組みにつきましては、人権啓発、住民交流の拠点施設でありますいづみ人権交流センターの事業の一つであります人権講座きらめきで、本町で初めてLGBTについての講演会を実施いたしました。ほかにも、印鑑登録証明書につきましては、性別表記の選択ができるように規則改正等を進めているところであります。

今後、住民に対する啓発活動を実施するとともに、職員に対する研修もあわせて実施することにより、LGBTの正しい理解と、各部署で合理的配慮のある対応ができるよう自己研さんに努める必要があると考えております。

また、L G B T への取り組みにつきまして、先進地の調査研究をするなど、全ての人が自分らしく暮らせる社会を実現するため、より一層努めてまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ありますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本議員。

2 番（脇本尚憲） 再質問ではなく、要望 2 点いたしたいと思います。

まず 1 点目の駅前の商業誘致につきましては、町長もさまざまな場所で発言されていますが、今後も府と連携をとっていただきまして、早期実現できますように、住民の方も皆さん望んでおりますので、よろしく願いいたします。

もう 1 点、L G B T の取り組みにつきまして、行政の窓口にはさまざまな方が手続や相談に来られます。その中で、L G B T の方々がやはりいろんな不安を抱いていると思われれます。例えば、周囲の方から偏見や差別的な言動を受けることを常におびえて暮らされていますので、自分が困っていることを役所の人にも理解してくれないんじゃないかというふうな思いや、戸籍上の性別や名前と見かけが違うということで、書類を提出すれば性別、氏名を再確認され、好奇な目で見られて恥ずかしい思いをするのではないか、また、受付で自分の名前がフルネームで呼ばれてしまうと、役所に居合わせたほかの人たちが性別のことについて気づかれるのではないかとか、こういった L G B T の当事者の気持ちを理解した上で適切に対応しないと、行政窓口での対応がさらにその方を傷つけることもあるかもしれません。

L G B T の人権課題について、職員の研修などの機会を活用しまして理解を深めてほしいと思います。可能であれば、該当窓口の案内表示や名札等に L G B T の 6 色のレインボーロゴの表示を行うなど、L G B T の方に対して配慮した対応を行う窓口であるということを明示するというふうな行政も聞きます。そういった安心感を持ってもらうような取り組みなども要望としてお伝えしたいと思います。

以上です。

議長（岡田久雄） この際、暫時休憩します。午後 1 時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

谷田みさお議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

質問に入ります前に、このたびの台風15号の被害でお亡くなりになった皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。長期の停電や断水、そういう状態が一刻も早く解消されるよう国や関係機関に特別の尽力を求めて、質問に入りたいと思います。

1番目は、幼児教育・保育の無償化についてです。

10月から幼児教育・保育の無償化が実施されますが、対象はどのような子どもで、対象にならないのはどのような年齢、施設、事業を利用している子どもなのか、所得制限は設けられているのかお尋ねします。

町長は、井手町では保育所から小学校、中学校まで給食は無償とすると表明されましたが、国は、副食費は無償化の対象外で、利用施設が徴収するように求めております。財源は幾ら必要なのでしょうか。どのようなやり方で手当てをするのでしょうか。来年度以降の見通しはどうなりますか。京都府の補助制度はあるのでしょうか。

一時預かりや病児保育の利用料や食費、おやつ代は無償化の対象となるのでしょうか。

町外の幼稚園に通園する子どもの保育料や副食費の扱いはどうなりますか。

町内の保育所についての延長保育料についても、本体の保育料が無償の子どもは当然無償化するべきですが、どのように扱うのでしょうか。

保護者への制度変更についての通知、周知はどのように行っていますか。お伺いします。

2点目に、バス運行の財政問題についてです。

自治体が運営にかかわるコミュニティーバスやデマンド交通でも民間の路線バスの赤字対策でも、全国的に財源問題は非常に厳しい課題となっています。しかし、地方自治体の財源となっている地方交付税のうち特別交付税で、地方バス路線の運行維持に関する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額、つまり、赤字分の8割の交付税措置が仕組みとして存在します。

特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）の第5条1項の3号イにあるうちの表内の2という項目を見ますと、交付要件、交付率として三つの場合が挙げられております。1番として、民間の路線バスが赤字だが、住民にとっては必要なので、自治体が民間のバス会社に赤字分などの補助を出して運行を続けている場合、自治体が補助している赤字分の5分の4。2番目として、コミュニティーバスを自治体が走らせ、その運行を民間会社に業務委託している場合、赤字分、すなわち委託料、燃料代などの運行にかかわる経費から運賃収入や広告収入を除いた額の5分の4、それにバス購入費の5分の4。3番目として、自治体がバスを購入し、直営で運転手を雇い運行している場合、赤字分、すなわち運転手の人件費や燃料代などの運行経費マイナス運賃収入や広告収入の額の5分の4とバス購入費の5分の4と、そういうそれぞれが交付される仕組みになっております。

交付税措置に該当しない場合としては、1番としてバス運賃が無料の場合、2番目として運行経費－運賃収入等の経費が黒字となっている場合、3番目として輸送量が150人以上の場合とされまして、本町でバス交通を実施した場合に、運賃を無料にしない限りは、赤字が出れば8割の特別交付税の措置が見込めるのではないかと考えられます。もちろん特別交付税は各市町村が申請することが前提であり、埼玉県のように対象全自治体が申請している県と、京都府のように周知されていないので実態がよくわからないという都道府県がございます。

もし2004年に、奈良交通が本町での運行から撤退したときにこのような交付税措置を申請していれば当面の運行を維持できたし、今日でも、住民要望に応じてさまざまな形でのバス運行に踏み出しても、さまざまな公共交通の補助金の対象にならない場合でも、少なくとも特別交付税の交付が受けられるのではないかと考えます。京都府と協力して研究する考えはないか伺います。

3点目に、避難所体育館へのエアコン設置についてです。

災害時の避難所に指定されている町内の2小学校の体育館には、エアコンがございません。冬季はストーブでしのげても、台風や豪雨被害が集中する夏季に避難者の健康を守る上でエアコンは不可欠です。近隣の八幡市では、指定避難所となっている中学校の体育館等に空調設備を設置する事業が始まっております。国の防災・減災事業債や自立分散型エネルギー設備導入事業

債、これは環境省所管だそうですが、そういうものを活用し、非常に少ない自主財源で実施可能な事業であるとの説明でありました。

本町では、今年度、小・中学校の特別教室にもエアコンが設置できましたし、八幡市の事例も参考にし、避難所としての活用頻度が高く、選挙での投票所としても夏季に必ず使用される小学校体育館へのエアコン設置に踏み出すべきではないか、伺います。

4点目に、駅の駐輪場の整備についてです。

駅にシニアカーを駐輪して電車に乗車しようとしています住民から、駐輪場を利用できないという苦情をお聞きしております。玉水駅南西側の駐輪場は、2階が比較的すいているにもかかわらず、1階の入り口近く、しかも通路上に何台も自転車が置かれているのが常態化しております。バイクも置かれている日があります。たまたまあいていて駐輪しても、帰宅時に通路を塞がれ、出られない。歩行がつらいためシニアカーを利用しているのに、2階にとめるのはしんどい。2階へ上がるスロープ近くにも自転車が置かれて、狭くて通れない等の苦情でありました。

山城多賀駅では、駅西側は駐輪場として整備されておらず、雨のかからない場所を中心に、さまざまな角度で自転車やバイクが置かれております。エレベーターの前にも置かれております。せっかくバリアフリー化された駅で趣旨が生かされていない状況なので、改善が必要ではありませんか。

玉水駅南西の駐輪場は駐輪禁止場所を塗装してわかりやすくする、1階にシニアカー等用の優先区画を設ける、今後整備される駅の東側や北西側でも通路が塞がれることなくマナーが向上するように工夫できないか伺います。

山城多賀駅西側も、どこが駐輪場か、区画や駐輪方向をちゃんと明示し、優先区画を設ける、エレベーターには駐輪しないよう特別の啓発看板を設けるなど、工夫できないか伺います。

以上でございます。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

1点目の幼児教育・保育無償化についてであります。先ほど町長の提案説明で述べられたとおりであります。町立保育園に加え幼稚園、認定こ

も園、地域型保育、企業主導型保育事業や認可外保育施設等を利用する子どもについても同様に無償化の対象となります。

次に、副食費の取り扱いであります。こちらにつきましても町長の提案説明で述べられたとおりであります。今回の無償化の対象となる3歳児から5歳児は令和元年8月31日現在で108人であり、一月当たりの副食費相当額を4,500円といたしますと、半年で291万6,000円となります。そのうち、国の示す考えで副食費の徴収対象となる子どもは82人で、副食費相当額は半年で221万4,000円となります。来年度については1年分となりますので、無償化対象はおよそ100人、副食費相当額は540万円と見込んでおります。また、京都府第3子無償化事業の対象になる3歳児から5歳児の副食費相当分については、京都府において、9月補正予算に新規事業として保育所等副食費支援事業の予算を計上されております。事業内容は保育所、認定こども園に通う対象世帯への副食費補助事業を実施する市町村に対する支援であり、負担割合は府4分の1、市町村4分の3であります。今年度につきましては、京都府の第3子以降無償化事業の対象者は10人、副食費相当額は半年で27万円、補助額は6万7,500円と見込んでおります。

次に、一時預かりや病児保育の利用料につきましては、保育所、認定こども園等を利用できない子どもであって、保育の必要性が認定された3歳から5歳の子どもについては月額3万7,000円まで、ゼロ歳から2歳までの非課税世帯の子どもについては月額4万2,000円までの利用料が無償化されます。

延長保育料につきましては、生活保護世帯等住民税非課税世帯、多子軽減による保育料が無償となる子どもについては無償とする取り扱いを考えております。

保護者への周知であります。ホームページ、広報に掲載をするとともに、町立保育所については9月の保育料算定時と10月以降の保育料の通知にチラシの同封を予定しております。また、子育て支援センターでのアナウンスや認可外保育施設についてもご協力をいただき、周知してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 町外の幼稚園に通園する子どもの保育料や副食費につきましては、幼稚園の保育料は満3歳児から月額2万5,700円まで無償となります。

幼稚園の預かり保育を利用される場合は、保育料に加えて、3歳から5歳児は月額1万1,300円まで、住民税非課税世帯の満3歳児は3歳になった日から最初の3月31日までは月額1万6,300円まで無償となります。

幼稚園の副食費につきましては、本町には幼稚園がありませんので、考えておりません。

保護者への周知につきましては、ホームページと広報に掲載するとともに、町立保育園に通われていない2歳から5歳児の保護者には個々案内を行っております。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 2点目のバス運行の財政問題についてですが、これまでも再三再四ご答弁申し上げておりますとおり、以前に本町で運行されていた奈良交通の循環バスについては、1便当たり利用者が平均2人という状況にあったことから採算がとれずに廃止に至ったという経過があり、また、現在近隣自治体が運行する循環バスについても、所要時間がかかるなどの理由により利用者数が伸びていないといった状況にあります。

また、詳しくは昨年6月議会でもご答弁申し上げましたが、仮に本町で市内循環バスを走らせるとした場合に、各区に1カ所の停留所を設け、各停留所での待機時間をなしとした場合でも、これまでの他の行事等のバス運行を参考にしますと、バスが町内を1巡するにはおおよそ1時間の所要時間が必要となってまいります。例えば、この循環バスを利用して上井手区にお住まいの方が役場へ手続に来られるとした場合、まず、自宅から上井手区の停留所まで徒歩数分程度として、玉水区の停留所までバスで約30分、停留所から役場まで徒歩数分程度として、片道で約四、五十分程度かかることとなります。次に、帰りではありますが、循環バスですので、次のバスが来るのは約1時間後となります。よって、循環バスを利用して上井手区の自宅から役場を往復するには、少なくとも約2時間半程度が必要となってまいります。このようなことが利用者の少ない大きな要因であると考えております。

また、地方バス路線の運行維持に要する経費につきましては、年間運行経

費等から年間運行収入等を控除した額の8割が特別交付税により措置されることとなっておりますが、この年間運行経費として算定される金額につきましては、年間のバスの走行距離に応じた上限額が定められていることから、必ずしも実際の赤字額の8割が措置されることとはなりません。特に、本町のように市街地面積が京都府内でも最も小規模な町の場合には、循環バスを走らせた場合の運行距離はおのずと短くなることから、赤字額の8割がそのまま特別交付税により措置されることとはならず、本町の場合には2割から3割程度になるものと考えておりました、残りの相当の割合を町が負担することとなります。

本町は税収が少なく、地方交付税や国・府支出金などの財源に頼っていることから、経済動向や国・府の状況に大きな影響を受けるという財政構造になっております。そのような中で、このように非常に少ない利用状況となることが予想され、また、特別交付税措置をもってしてもなお相当の赤字額が見込まれるバスを運行させることは、大変難しいものと考えております。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 3点目の避難所体育館へのエアコン設置についてであります。以前から小学校には3台のスポットクーラーを特別教室において利用していたところですが、本年度、特別教室にも空調設備を設置いたしましたので、これまで特別教室で使用していたスポットクーラーを避難所である体育館で使用することとしております。また今回、涼風扇のご寄附をいただきましたので、それらも活用してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 4点目の駐輪場の整備についてであります。玉水駅南西の駐輪場において通路を塞ぐような駐輪については、マナーの問題でありますので、マナー向上に向けた啓発の取り組みに努めたいと考えています。

山城多賀駅西側につきましては、平成28年9月議会でもお答えしましたが、町有地である自由通路下を駐輪スペースとして利用させていただいており、これまで点字ブロック上に駐輪されていたこともあったことから、看板等を設置し、駐輪マナーについて啓発を行ってきたところであります。議員ご指摘のエレベーター前の駐輪につきましても、利用者のマナーによる問題が大

きいと考えていることから、マナー向上に向けた啓発の取り組みに努めたいと考えています。

また、今後整備する玉水駅東側や北西側の駐輪場が完成すれば、3カ所の駐輪場に台数が分散するため、通路上への駐輪は一定解消するものと考えております。シニアカーの優先区画につきましては、西島副議長からもお聞きしておりまして、実態を調査した上で検討していきたいと考えています。

議長（岡田久雄） 再質問ありますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 再質問します。

まず1点目に幼児教育・保育の無償化に関してですが、国が定めている1カ月4,500円という基準額が、これ、12カ月会計すると、明らかに小学校の給食代より高いわけです。そんな給食費、本当にかかっているのかというふうに思うんですが、現実どのくらいになるかはまた実施しないとわからないので今後注目していきたいと思いますが、保育士さんは、じゃ、月額4,500円払わなあかんのかと。今どういう検討をされてますか。

それと、町長が挨拶の中で、ゼロから2歳の分の給食費に係る分も町で負担しますよということをおっしゃったんですけども、非課税の方々の分は国から出るわけです。そうじゃない課税世帯であってもゼロから2歳の分も給食費も補助しますというのは、どの程度の単価で見込んでおられるのか、どこから出すのか。保護者は保育料は払うわけですね、振り込みやったり直接持っていったり。後から給食費に相当する分を還付するということなのか。単価はどのくらいで考えておられるのか。ゼロから2歳というと、すごく食べるものも違いますよね、離乳食等もありますし。どういうふうにされるのかなど、イメージがわからないんですけども、今どういう検討をされているかお聞きしたいと思います。

それと、延長保育の保育料ですけども、1回100円ということで今徴収されているんですが、こういうふうになんかさまざまな無償化が進んでいる中で、ほんのわずかな人数の対象の子どもだけが、これ、延長保育料を払わなあかんということになると思うんです。現場は大変やなと思うんです。どの子がその対象か、今回からさまざまな、みんな無償というても財源の出どころが違うので、子どもに名札をつけんなんようなことになってくるわけです。さ

らに、延長保育の要る子、要らない子、それでお金の必要な子、要らない子、現場でこの子は必要やとかいうのを把握してなあかんわけです。非常に大変やと思います。この際、町長、子ども・子育てに費用がかからないように随分努力していただいていると思いますので、延長保育も細かいことを言わずに全部無償にさせていただいたらどうかなと思います、町長、お考えをぜひお聞きしたいと思います。

2点目に、バスの件で、埼玉の話はしましたけど、京都では、今、調査中なんですけど、府が全然知らはらへんかったということがありまして、亀岡と精華は、お聞きしましたら、既に特別交付税の措置は受けておりますということでした。ただし、お金に名札がついていないので、理論的にはこのくらいの額をもらってることになるということしか言えないというようなことで、はっきりわからないんですけども、それを活用しない手はないわけです。

走行距離の上限があるとおっしゃいましたけども、その上限がわかっているならば教えていただきたいし、今わからないということだったらまた後でお聞きしたいと思うんですが、走行距離というのは年間の走行距離ということですから、走らせる日数等で変わってくるわけです。週に2本しかないというような、そういう自治体と、毎日毎日運行しているところというので額が変わってくる、対象になるかどうか変わってくるということはわかるんですけども、毎日ある程度の距離を運行させていても本町の場合は対象にならないという、そういう計算をされたのかどうかお聞きしたい。2004年の奈良交通廃止の時点でもこの制度はあったんですけども、そういうことを検討しても、交付税措置をもらっても足らんやという話は今まで一度も聞いたことがなかったので、京都府も知らはらへんかったような状況ですから、今まで検討しはったことはないと思うんです。だから、やっぱりもう一度。

今度、役場の庁舎の建設について、午前中もいろいろ議論ありましたけども、徒歩で行けるという場所やおっしゃいますけど、それはよっぽど健康に自信のある方であれば往復徒歩で行かれても大丈夫やと思いますけど、それこそ駅までシニアカーを使っているんですというような住民もいらっしゃるわけです。そういう方を無視するんですか。どうしたって今度役場が移転したら、何らかの交通手段をとらんなんようになってきますよ。そのときに、また設計からやり直して手戻りするようなことにならないように、早く検討

してバスを走らせる決断をしないとイケない。

バスといっても別に大型バスだけ言ってるんじゃないで、さまざまなやり方があるわけで、本当に住民の皆さんに喜んでもらえるような制度を考えていかないと、どうせ不評に決まってる、そういう1時間かかる巡回バスのことばかり考えてはったら、そら、お金がかかって人は乗らないですよ。どうしたら費用がかからずに住民の人に喜んでもらえるような交通手段がつかれるかという観点で考えないと、どうせしたって乗られへんねんと、乗られへんようなものをつくるからあかんわけで、それは工夫次第やと思いますよ。国の交付税が出るからって、何ぼでも赤字を膨らましたらいいなんて、そんなの思いませんよ、全部みんな国民の税金なんですから。せやけど、いつも町長が言ったはるように、最少の経費で最大の効果が上がるようなもの考えるのがやっぱり行政の仕事やと思いますよ。そこのところはどうか。この走行距離の上限、わかるんやったら教えてください。

あと、避難所の体育館の件で、小学校にスポットクーラーが3台あるというのは、これは合計ですか。井手小、多賀小、合わせて3台ということですか。涼風扇というのは何台あって、それで賄えるのかどうか。それこそ八幡市さんがやっておられるような事業は国の防災・減災事業債しかないと思っていれば、実は環境省の補助金もあったというようなことで、非常に安くできるということですから、研究されたらいかがかというお話をしてるんですけども、検討する余地もないということなんですか。

4点目、駐輪場ですけども、啓発でうまくいくんだったら、既にうまくいってると思うんです。床面に黄色のゼブラなり何なり、ここは駐輪禁止ですよということをはっきり示してあげれば、そこまで無茶しはる人はいない。格好悪いですもん、そんなところにとめていたら。やっぱり点字ブロックがとめたらあかんということはみんな理解したはるわけです、点字ブロック上はあかん。だから、それは、ここはだめなんですよと、余り上を利用したはらへん人やったら、ここにとめたら上に行かれへんということがわからん人がいはるわけです。急いでたらどうしてもそこへとめてしまわはる人もあるので、啓発というのは、床にきちんと塗料等でマークするのも啓発やと思います。多賀駅は駐輪場じゃない、駐輪スペースやとずっと言い張ってはるからこういうことになるので、駐輪場として、ここが駐輪場ですと示したら、みんなそこへ置いてくれはりますって。それがいいから好きなどころに置い

たはるわけで、そこはこちら側の姿勢次第やと思いますし、啓発にも種類があると思いますから、やっぱり床にペンキでここはだめという明示をすると。シニアカーのことは検討すると言われたのでお願いしたいと思いますが、ペンキで塗るといのはそんなにお金もかからないと思いますので、やってもらえないでしょうか。もう一度お尋ねします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、保育士の副食費につきましては、現在1食当たり200円ということで徴収をしております、これはあくまでおかず代ということで徴収しております。今後も同様の扱いという形でさせていただきたいと考えております。

続きまして、ゼロ歳から2歳児の給食費についてであります、こちらの金額、給食費相当分といたしまして5,000円、こちらの分を町が負担するという形でありまして、保護者の方にはその5,000円を差し引いた分の金額を保育料として納めていただくというふうな形で考えております。

続きまして、延長保育料につきましては、これまで非課税世帯や多子軽減により無償となる子どもにつきましては延長保育料は無償としてきたわけですが、今後も、この対象者については延長保育料としても無償化というふうなことで考えております。今回、無償化として、3歳から5歳児につきましては所得制限もなく全てが無償となるわけですが、ゼロ歳児から2歳児については非課税世帯に限られます。ゼロ歳児から2歳児につきましても、保育の必要性に応じて保育標準時間、短時間の区分をして保育料を設定しております。区分に応じて利用いただく保育時間を超えて利用いただく場合に延長保育料を徴収しているところでありまして、無償化の対象者全ての延長保育料を無償化するとか、あと、全ての子どもさんの延長保育料を無償化すると、利用に正当性がない場合等も発生する可能性がありますし、公平性の観点から、延長保育料無償化の対象者全員、また保育を受ける方全員にすることは考えておりません。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） バス運行経費についてのご質問であります、国が定めた額といいますのは1キロ当たりの単価376円ということで、これ、もしくは実際にかかった年間の運行経費、いずれか低い方の額が特別交付税の基礎の数値になってまいります。本町の場合ですと、市街地面積が大変少のうございます。仮に各区に1カ所の停留所を設け、1周で10キロで1日に8便で年間で250日運行した場合でも、年間の走行距離は2万キロとなってまいります。これに先ほど申しました単価376円を乗じた額は752万円となってまいります。実際に運行した場合、近隣の実情を見ますと、1路線当たりの運行経費というのは年間2,000万程度かかるという実情にございます。この二つを比べた場合、先に説明しました国の示す標準年間運行経費の750万円の方が低くなってまいりますので、これがまず上限額となってまいります。ここから運行経費等を差し引くわけではございますが、仮にJR玉水駅とJR多賀駅間の運賃140円と同額といたしまして、1便当たりの利用者が2名と仮定しますと、年間の運行収入額は56万円となってまいります。したがって、特別交付税で措置される額というのは、先ほどの標準年間運行経費752万円から56万円を差し引いた額に0.8を乗じた556万8,000円が特別交付税で措置される額となってまいります。ですので、実際に運行経費としてかかります2,000万円から56万円を引いた1,944万円に対し、2割から3割程度の措置ということになってまいります。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 避難所のクーラーのご質問でございます。まず、今現在配架されているスポットクーラーの台数ですけれど、井手小学校に1台、多賀小学校に2台とわかっております。それと、涼風扇については1台ご寄附をいただくということでございます。なお、その涼風扇、大きな扇風機のようなものなんですけれども、それにつきましては、社会福祉のためのご寄附も去ることながら、そういう避難所でも活用してくださいという趣旨もいただいておりますので、その趣旨に沿いながら、まずこれを活用させていただきたいというふうを考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 駐輪場に関する質問にお答えいたします。先ほど答弁させていただきましたとおり、利用者のマナーによる問題が大きいと考えておりますことから、マナー向上に向けた啓発の取り組みに努めたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) バスの問題で、そういう計算式は理解できましたけれども、町民の方々がどうしても必要な施策と考えるかどうかということで経費についての考えは異なってくると思うんです。幾ら赤字が出たとしても、どうしても必要なものならば、この交付税の措置の基準もそうですよ、必要なものということで自治体が補助している場合の赤字額にしかもらえないので、無駄に補助してるようなものにはもちろん出さないわけですがけれども、必要かどうかということ考えたときに、本当に住民の方が、高齢化が進む中で、役場が高台に移転する中でも、経費を考えたらできませんというだけでいいんでしょうかと。そんなことを言い出したら保育園だって、学校の経費、いろんなものだって、図書館だって、さまざまな社会福祉の施策、赤字だったらやらないのかと。そうじゃないですよ。必要なことだからやるわけですよ。だから、そういう優先順位を考えたときに、バスが廃止になった15年前と町の状況も変わってきている、庁舎も移転する、その辺を考えたら、やっぱり方向転換するのは当然じゃないかなと。方向転換というわけじゃないですよ、住民の要望に応じていくということですから。それはよく深く考えていただいて、今度の庁舎建設に当たっても、手戻りがないようにぜひ十分検討していただきたいということを要望して終わります。

議長(岡田久雄) これで一般質問を終わります。

次に、日程第6、議案第34号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　　それでは、議案第34号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件についてご説明申し上げます。

井手町表彰条例第3条の規定により、下記の者を本町自治功労者に推薦したいので、議会の同意を求める。

記といたしまして、井手町表彰条例第3条第1項第5号、京都府綴喜郡井手町大字井手小字下赤田38番地、西島　登氏、昭和11年1月18日生まれ。

京都府綴喜郡井手町大字井手小字西山78番地、寺島正昭氏、昭和27年11月25日生まれ。

以上、簡単であります。提案説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第34号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を採決します。

議案第34号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄）　　挙手全員です。したがって、議案第34号は同意することに決定しました。

次に、日程第7、議案第28号、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　　乾税務課長。

税務課長（乾　浩朗）　　それでは、議案第28号、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件について、ご説明申し上げます。

井手町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正をしたものであります。

それでは、7ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）であります。

例規ページ数1775ページ、第35条の2、町民税の申告の規定であり

して、今回新たに第6項の規定を追加するものであり、地方税法の改正に伴い、年末調整を受けられた方が町民税申告する際の記載事項の簡素化が図られたことに伴う規定の追加であります。

次に、例規ページ数1777ページ、第35条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の規定でありまして、法改正に伴い、見出し中、「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に、第1項中、「同項の」を「同項に規定する」に改め、第2号の次に、今回新たに第3号として、給与所得者における扶養親族に関する申告書に単身児童扶養者、いわゆる未婚のひとり親に該当する場合の記載事項が追加されたことに伴う規定の追加であります。

次のページをお開きください。

次に、例規ページ数1777ページ、第35条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定でありまして、法改正に伴い、見出し中、「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告者」に改め、第1項におきましては、引用条文の項の改め及びこれに関連した文言を修正するとともに、公的年金等受給者の定義に、公的年金等の支払いを受ける者であって、扶養親族を有する者もしくは単身児童扶養者である者を追加し、同項第2号の次に、新たに第3号として、公的年金等受給者における扶養親族に関する申告書に単身児童扶養者に該当する場合の記載事項が追加されたことに伴う規定の追加であります。

次に、第2項及び次のページの第4項につきましては、所得税法の改正に伴う引用条文を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1778ページ、第35条の4、町民税に係る不申告に関する過料の規定でありまして、引用する第35条の2の規定に今回新たに第6項を追加したことに伴う項の繰り下げと、文言の修正に伴う条文の整備であります。

次に、附則第15条の次に今回新たに附則第15条の2として軽自動車税の環境性能割の非課税の規定を追加するものでありまして、法改正に伴い、3輪以上の乗用自家用のもので環境性能割の適用税率が1%であるものについては、本年10月1日から来年9月30日までの1年間に限り非課税とする規定を追加するものであります。

次に、今回新たに附則第15条の2の規定の追加に伴い、本年10月1日

から施行となる旧の附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を附則第15条の2の2に改めるとともに、今回新たに3項を追加するものでありまして、法改正に伴い、第2項に、環境性能割の税率の適用は国土交通大臣の認定等に基づくものとする規定を、次に、第3項に、その認定が後に自動車メーカー等による偽りや不正であったことが判明し、国土交通大臣がその認定等を取り消したことにより適用税率が変わり、不足税額が発生した場合には、その申請をした自動車メーカー等が納税義務者にかかわって納付する規定を、次に、第4項に、第3項による不足額が発生した場合は、その不足額の10%分を加算して納付することとする規定を追加するものであります。

次に、本年10月1日から施行となる附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定を改めるものでありまして、法改正に伴い、今回新たに第3項を追加するものでありまして、3輪以上の自家用の乗用のもので環境性能割の適用税率が2%であるものについては、本年10月1日から来年9月30日までの特定期間に限り税率1%とする規定を追加するものであります。

次に、本年10月1日から施行となる附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定を改めるものでありまして、法改正に伴い、第1項につきましては引用条文及び文言の修正を、次に、今回新たに追加する第2項から第4項につきましては、令和2年度から令和3年度分までにおける軽自動車税の種別割における経過措置、いわゆるグリーン化特例に関する規定を追加するものであります。なお、適用する税率につきましては、現行と変わりございません。

13ページをごらんください。

次に、例規ページ数1834ページ、附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例の規定でありまして、法改正に伴い、見出し及び第1項から第3項までの規定中、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、第4項を削除する条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）であります。

令和3年1月1日から施行となる第24条、個人の町民税の非課税の範囲

の規定を改めるものでありまして、法改正に伴い、第1項第2号の規定に今回新たに単身児童扶養者を追加するものであります。

次に、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定でありまして、法改正に伴い、第1条関係で改正した内容をさらに改正するものでありまして、今回新たに第5項に、令和4年度から令和5年度分におけるグリーン化特例の適用につきまして、同項第2項に規定する電気軽自動車等に限って適用する規定を追加するものであります。

次に、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定でありまして、法改正に伴い、先ほどの附則第16条に新たに第5項を追加したことに伴う条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）であります。

平成29年井手町条例第10号、井手町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでありまして、法改正に伴い、第1条の2のうち附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の第2項改正規定中、「については」の次に「、当分の間」を加え、次に、附則第16条、軽自動車税の税率の特例の第1項の改正規定を、法改正に基づき文言を修正する条文の整備であります。

次のページをごらんください。次に、井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）であります。

平成30年井手町条例第19号、井手町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでありまして、法改正に伴い、第47条、法人の町民税の申告納付の第1項改正規定に今回新たに5項を追加すること、及びこれに伴う文言修正などに伴う条文の整備であります。今回新たに追加する第13項以降の規定につきましては、電子的方法により申告書を提出する義務のある法人がインターネット障害や災害等の理由により電子的方法による申告書の提出が困難と認められる場合や、同様の理由により法人税の申告において電子的方法による申告が困難であると税務署長から承認を受けたときは、その旨を記載した書類を提出することによって、書面による申告書の提出を可能とする処置に関連した規定を追加するものであります。

19ページをごらんください。

次に、附則の規定であります。第1条、施行期日の規定、第4号中、「3項を」を「8項を」に、第2条、町民税に関する経過措置の規定、第3項中、「第12項」を「第17項」に改めるものでありまして、今回第47条に新たに5項を追加したことに伴う条文の整備であります。

それでは、5ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

次に、第2条及び次のページをお開きください。第3条までですが、町民税に関する経過措置の規定であります。

次に、第4条及び第5条まで、軽自動車税に関する経過措置の規定であります。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　7ページですけれども、今回、非課税の範囲で135万以下の方、非課税になるという範囲に単身児童扶養者というのがつけ加えられるということで、その定義が7ページに書いてあるんですけど、未婚のひとり親という説明があったんですけども、最近は家族の形も多様化してますので、井手町で見られるのは、親ではなくて祖父母が未成年の子どもを扶養されてるとか、祖父母でもない親族が扶養されてるとかという例もあるわけですけども、この単身児童扶養者というのは、いわゆる単身で児童を扶養していれば、親でなくても、祖父母でも親族でも該当するというふうに考えていいんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　乾税務課長。

税務課長（乾　浩朗）　ただいまのご質問にお答えします。

単身児童扶養者の定義なんですけれども、もう少し詳しく申し上げますと、児童扶養手当の支給を受けている対象児童の父または母のうち、現に婚姻し

ていない者、または配偶者の生死が明らかでない者をいうということになって
いますので、この定義の方が単身児童扶養者ということになります。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 賛成の立場で討論を行います。

ただいま議題となっております井手町税条例の改正につきまして、なぜこ
ういう自動車税等の軽自動車等の改正が必要になったかといいますと、やは
り消費税の増税に対する消費の平準化を図りたいという、そういうことか
らかというふうに思いますが、財源は非常に問題がありまして、結局、消費
税を増税しなければこういう措置も必要でないということもございます。

しかし、今質問にも取り上げた、単身で未婚であっても子どもを育ててい
る方、こういう方がこれまで寡婦と同じような非課税措置を受けられなかつ
たというようなことがありますので、その点で前進もございますし、住民の
負担が減るという点では、軽自動車の課税の特例というものも消費税増税で
苦しまれる住民の方にとって有利な点もあるということで、賛成をしたいと
思います。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、議案第28号、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件
を採決します。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第28号は原案のと
おり可決されました。

日程第8、議案第29号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) それでは、議案第29号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、子育てや教育に係る費用の負担軽減を図るため、令和元年10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化を実施するに当たり、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等がなされたことにより、教育認定子ども並びに3歳から5歳児の保育認定子ども及び住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児の保育認定子どもの保育料を無償とするため、所要の改正を行うものであります。

それでは、6ページの新旧対照表をご参照ください。

井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にてご説明申し上げます。

例規ページ数2793の61ページ、第3条、保育料の規定であります。今回、第1項の規定を教育認定子ども及び3歳児から5歳児までの保育認定子どもの保育料をゼロとする規定に改め、新たに第2項として、ゼロ歳から2歳児の保育認定子どもの保育料の額を規定するものであります。

次に、例規ページ数2793の61ページ、第4条、保育料の徴収の規定であります。「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、第2項中、「等」を削るものでありまして、子ども・子育て支援法の改正により名称が改められたことによる条文の整備であります。

次に、7ページをお開きください。

例規ページ数2793の61ページ、第6条、延長保育料の徴収の規定であります。「支給認定子ども」を「教育・保育給与認定子ども」に改め、「支給認定保護者」を「教育・保育給与認定保護者」に改め、「等」を削るもので

ありまして、法改正による条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 61 ページ、第 7 条、保育料等の減免の規定であります。「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものでありまして、法改正による条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 62 ページ、第 8 条、保育料等の納期限の規定であります。「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものでありまして、法改正による条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 62 ページ、別表第 1（第 3 条関係）の規定であります。「1 保育料基準額表（教育標準時間認定）」を「1 保育標準時間」に改め、「2 保育料基準額表（保育標準時間認定）」を「2 保育短時間」に改め、「3 保育料基準額表（保育短時間認定）」を削るものでありまして、教育認定子ども並びに 3 歳から 5 歳児の保育認定子ども及び住民税非課税世帯のゼロ歳から 2 歳児の保育料の無償化に伴う保育料表の改正であります。

次に、19 ページをお開きください。

例規ページ数 2793 の 66 ページ、備考であります。備考第 3 項中、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改め、同備考中及び備考 4 項中、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものでありまして、内閣府令の正誤による引用条文の項の変更と法改正による条文の整備であります。

次に、備考 7 項を削り、次のページをお開きください。備考第 8 項を備考第 7 項とし、同備考中、「2 の表又は 3 の表において」及び「B 2 階層に認定された世帯又は」を削り、「幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に在籍し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している児童」を「令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子ども」に改め、「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、「B 2 階層」を「D 6 階層に認定された世帯のうち市町村民税所得割課税額 57,700 円以上の世帯又は D 8 階層」に改めるものでありまして、法改正による条文の整備及び教育認定子ども並びに 3 歳から 5 歳児の保育認定子どもの保育料の無償化及び住民税非課税世帯のゼロ歳から 2 歳児の保育料の無償化に伴い、保育料表を改正したことによる条文の整備で

あります。

次に、例規ページ数 2793 の 68 ページ、別表第 2（第 5 条関係）の規定であります。備考の規定を改めるものでありまして、これまでの延長保育料がゼロ円となる生活保護世帯等、住民税非課税世帯、多子軽減による保育料がゼロ円となるものについて、引き続き延長保育料がゼロ円となるよう規定したものであります。

次に、4 ページに戻っていただいて、附則であります。第 1 項、施行期日の規定であります。この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

第 2 項、経過措置の規定であります。第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、当分の間、第 4 条第 2 項に係る保育料のうち、食事の提供に要する費用については、町が負担する。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお）　谷田です。

ページ数で言うと 5 ページ、先ほど一般質問のときにもお聞きしたんですけれども、保育料のうち食事の提供に要する費用についてはということで、当分の間というのがありまして、当分の間、町が負担すると。当分の間というのはどれだけの期間なのかということです。町長は、ことし 3 月の予算委員会ときには、私が町長である間はというような言い方をされたかなと思うんです。当分の間というのはいつのことなのか。これ、ゼロから 2 歳の分先ほど言われた 5,000 円も、それと 3 歳から 5 歳の国は 4,500 円と言うてる給食代も両方ということですか。確認したいです。

それと、ページ数で言いますと 8 ページに保育料の表がございます。それに各月初日の満 3 歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分というのがありますが、これまでも各月初日の子どもの世帯の区分と書いてあったので、ということは、年度途中で子どもさんが年齢が上がる、4 月 1 日の年齢ではなく、年度途中で誕生日を迎えた子ども、順次 2 歳児が 3 歳になっていきますね。そうなると、その子はこの保育料の表から外れて、課税世帯であって

も無償化されるということなのか確認をしたい。

それと、もう1点が、国や府の制度よりも進んだ制度をしていただいているからこそ複雑怪奇になってきて、ようわからんのですけれども、22ページ、この中に何か所か「子」という表記と、それと、23ページに行くと「20歳未満の子」という表記がありまして、いわゆる子というのは何歳未満ですか。20歳未満の子というふうに書いていないものは全部、民法上の子ども、18歳未満ということになるのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目の附則の当分の間ということではありますが、期限の方は今現在、設けてはおりません。ですので、当分の間という表現にはさせていただきます。

続きまして、8ページの表の3歳未満の子どもの関係なんですけれども、こちらにつきましては、3歳未満認定子どもの定義が子ども・子育て支援法の施行令にごさいまして、満3歳未満の子どもというのは、満3歳未満の小学校修了前子どもであって、満3歳になった日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを含むということになっておりますので、無償化になるといいますのは3歳児からということになりますので、3歳児からは無償化になりますし、2歳児まではこの表によって保育料を徴収させていただくということになります。

9番(谷田みさお) 4月1日か誕生日が期限。4月1日でしょう。

住民福祉課長(中坊玲子) そうですね、はい。

続きまして、22ページの中にある20歳未満の子どもと、あと、それより以前にあります子どもという表現ではありますが、まず、20歳未満の子どもというのは井手町の多子軽減の算定に係る子どもの定義でありまして、20歳未満の子どもさんでも20歳で最初の3月31日までにある子どもさんを含むということで、3子目に当たる子どもさんに関して保育料を無償にしているところでありまして、360万未満世帯相当の子どもというのは、年齢制限がございません。ですので、18歳を超えていらっしゃる子ども等もカウントすることになります。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 当分の間というのは、町長が今までおっしゃっていたことが引き継がれるのかどうかということですよね。3月におっしゃっていたのは、町長選挙が目前にあるということで、そういうことも意識されてたとは思いますが、今、はえある7期目の当選を果たされて、この当分の間というのは、社会情勢がころころ変わったらいつ変わるかわからへんというような、そういう不安定なものなのではないでしょうか。やっぱり町長から、この当分の間というのはどういうことを意味するのか、きちっと言ってもらった方がいいんじゃないでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） 絶対ということはいえないですね。それで、当分の間ということです。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 丸山議員。

7番（丸山久志） こういう条文で書かれてますと大変ややこしくてわかりにくいんですけども、本町の場合、今まで第1子、第2子、第3子が無料になるとかいう制度をされておりましたね。それは変わらないんですか。その状態のままですとこれがつけ加わるということなのか、今までのやつがなくなってこれになるのか、その辺、お聞きしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） ただいまのご質問でございますが、今まで軽減していた多子軽減等は継続してまだ適用されまして、それに加えまして、今回3歳から5歳については全ての方、あと、ゼロ歳から2歳については非課税世帯が追加されたものになります。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） これとかかわってですけど、保育の必要性を認定された子どもでないと、一時預かりとか病児保育とか無償にならへんわけですよ。そうすると、きょうはお母さんがリフレッシュのために子どもを預かってくださいというだけでは一時預かりは無償にはならない。病児保育も事前に、言うたら何やけど、この子は保育が必要と認められてる子は保育園に入っているわけで、保育園に入っていない子が病児保育を利用するとか、病児保育は小学生でも利用できるわけで、そういう子が利用したいといったときはやはり無償化の対象にはならないということでしょうか。

それと、しつこいですけど、町長、これだけ頑張って進んだ施策をやっていただいている、近隣に比べたら、どないしようと思ったはりますよ。田辺なんか4,500円きっちり取るわけです。そういうことを思うと、私は、当分なんて言わんと、3月に言わはったみたいに、自分が町長をやっている限りはこの制度は続けていきたいぐらいは言わはったらいかがでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） さっき、一般質問で丸山議員が基金の話がされました。ご承知のように、井手町、税収、提案説明でもしたように、9億円しかないです。宇治田原であれば16億か17億あると思います。これだけ少ない税収しかない町で、それでなおかつ、これだけ府内で一番進んだ住民サービスがなぜできているか、こういうことになるんです。これ以上の話をすれば、町長がまた自慢してると、こういうふうに言われますので、これ以上は言いませんけども、そういう臨時的な収入がどうなるか、こういうことも見なければならぬと思っていますので、当分の間と、こういうことです。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） 先ほどのご質問ですが、一時預かり、病児保育につきましては、まず、施設等の利用給付認定というのを受けていただくということになります。それを受けていただいて保育園に入れられない場合、無償化の対象となるんですけども、ただ、就労をされている方で保育園に入れられないであるとか、保育園ではなくて例えば認可外とかを、どうしてもそちらを利用するという理由がある場合等、対象にはなるんですが、何もない場合は無償化の対象外ということになります。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第29号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。2時30分まで休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第9、議案第30号、井手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） それでは、議案第30号、井手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう

に定める。
なお、今回の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法令の一部が改正され、災害弔慰金法施行令に規定されていた償還金の支払い猶予が改正災害弔慰金法に規定されたこと、償還免除の免除理由が追加されたことから、所要の改正をするものであります。

それでは、2ページの新旧対照表をご参照ください。井手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にてご説明申し上げます。

例規ページ数2967の3ページ、第15条、償還等の規定であります。今回、第3項を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする」に改めるものでありまして、法改正に伴う条文の整備であります。

次に、第16条の前に新たに第5章、雑則を追加し、今回新たに第16条として支給審査委員会の設置の規定を定めるものでありまして、法改正により支給審査委員会の設置の規定が追加されたことにより規定するものであります。

次に、例規ページ数2967の4ページ、旧の第16条を第17条に改めるものでありまして、今回新たに第16条を追加したことによる条の繰り下げであります。

次に、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　2ページですけども、支給審査委員会に係る条文が新たに加わっていますが、これまでどういうふうにして支給決定をしていたのか。

それと、この委員会は何名以上何名未満とか、こういう人を委員にしなさいというような国の方の方向性というか、そういうのは示されたりしているのでしょうか。できる規定ですから、置かなくてもよいということだとは思いますが、常設ではなくて、そういう対象者、支給の申請が出た場合に置くということの理解でいいかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

支給審査委員、今までは災害弔慰金等の支給等がございませんので、設置はしておりませんでしたから、決めるときにどういうふうにとするか、今まで支給はしておりません。

審査委員会の人件数が府から指針が出ておりまして、総数は4名から7名、職種といたしましては、医師といたしまして、診療科目例として内科、外科、精神科、整形外科、司法監察医というふうに表示されております。また、弁護士、町職員、その他といたしまして大学教授、医療ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカー等となっております。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第30号、井手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第31号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第31号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、水道法の一部を改正する法律及び関係政令が令和元年10月1日に施行されることに伴い、町条例の引用条文に条ずれが生じることから、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページをお開き願います。新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数3667の2、第9条、給水装置の構造及び材質の規定であります。第1項中、「第5条」を「第6条」に改めるものでありまして、法改正に伴う引用条文の整備であります。

1ページにお戻りください。附則であります。

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第31号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄）　挙手全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第32号、令和元年度井手町一般会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）　　初めに、印刷ミスがありましたので、先ほどお配りいたしました正誤表をご説明申し上げます。

令和元年度井手町一般会計補正予算（第2回）中、第2表債務負担行為補正を次のとおり訂正いたします。4ページでありまして、期間を令和2年度から3年度までの部分を令和元年度から令和3年度までに訂正するものであります。

それでは、議案第32号、令和元年度井手町一般会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

令和元年度井手町の一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,480万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,696万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の補正の規定でございます。債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

第3条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、第3表地方債補正による。

それでは、4ページをごらんください。第2表債務負担行為補正でございます。

新庁舎等基本設計・実施設計業務。期間、令和元年度から令和3年度まで。限度額、1億2,600万円。

次に、5ページをごらんください。第3表地方債補正でございます。

起債の目的、1目土木施設整備事業債、今回450万円を追加し、限度額を1億900万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次に、9ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。9款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金、前回まで累計ございません。今回新たに729万6,000円を計上し、計729万6,000円、子ども・

子育て支援臨時交付金の729万6,000円であります。

12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、今回978万1,000円を減額し、計2,207万7,000円、児童福祉費負担金の978万1,000円の減であります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、今回60万円を追加し、計1億8,426万5,000円、児童福祉費負担金の60万円であります。4目教育費負担金、前回まで累計ございません。今回新たに77万7,000円を計上し、計77万7,000円、教育委員会費負担金の77万7,000円であります。

2項国庫補助金、5目教育補助金、今回50万円を計上し、計355万3,000円、社会教育費補助金の50万円であります。6目商工費補助金、前回まで累計ございません。今回新たに157万1,000円を計上し、計157万1,000円、商工費補助金の157万1,000円あります。

15款府支出金、1項府負担金、1目民生費負担金、今回30万円を追加し、計9,236万2,000円、児童福祉費負担金の30万円あります。4目教育費負担金、前回まで累計ございません。今回新たに38万8,000円を計上し、計38万8,000円、教育委員会費負担金の38万8,000円あります。

次のページをごらんください。

2項府補助金、7目教育費補助金、今回25万円を追加し、計244万9,000円、社会教育費補助金の25万円あります。

17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、今回15万7,000円を追加し、計25万5,000円、一般寄附金の15万7,000円あります。2目民生寄附金、今回30万円を追加し、計30万1,000円、社会福祉費寄附金の30万円あります。

18款繰入金、1項基金繰入金、7目庁舎等整備基金繰入金、今回4,284万円を追加し、計4,484万円、庁舎等整備基金繰入金の4,284万円あります。

2項特別会計繰入金、1目介護保険会計繰入金、前回まで累計ございません。今回新たに1,155万9,000円を計上し、計1,155万9,000円、介護保険会計繰入金の1,155万9,000円あります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回1,222万6,000円

を追加し、計2,433万3,000円、前年度繰越金の1,222万6,000円であります。

20款諸収入、4項雑入、3目雑入、今回132万2,000円を追加し、計2,484万8,000円、雑入の132万2,000円であります。

21款町債、1項町債、1目土木施設整備事業債、今回450万円を追加し、計1億900万円、道路橋梁整備事業債の450万円であります。

次のページをごらんください。

歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、今回313万円を追加し、計3億80万3,000円、財源内訳といたしまして、その他の140万円、一般財源の173万円であります。共済費の23万6,000円、賃金の149万4,000円、委託料の140万円あります。9目まちづくり推進費、今回651万9,000円を追加し、計1,620万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の651万9,000円あります。旅費の16万9,000円、需用費の19万円、役務費の60万円、委託料の250万円、備品購入費の120万円、負担金補助及び交付金の186万円あります。12目ふるさと応援基金費、今回15万7,000円を追加し、計25万4,000円、財源内訳といたしまして、その他の15万7,000円あります。積立金の15万7,000円あります。13目社会福祉基金費、前回まで累計ございません。今回新たに30万円を計上し、計30万円、財源内訳といたしまして、その他の30万円あります。積立金の30万円あります。14目庁舎建設費、前回まで累計ございません。今回新たに4,144万円を計上し、計4,144万円、財源内訳といたしまして、その他の4,144万円あります。報償費の14万円、委託料の4,130万円あります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、今回418万1,000円を追加し、計3億5,896万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の418万1,000円あります。償還金利子及び割引料の418万1,000円あります。3目国民年金事務費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして国・府支出金の17万4,000円、一般財源の17万4,000円の減であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、今回120万円を追加し、計1億730万1,000円、財源内訳といたしまして国・府支出金の90万円、

一般財源の30万円であります。負担金補助及び交付金の120万円であり
ます。2目保育園運営費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしま
してその他の978万1,000円の減、一般財源の978万1,000円
であります。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、今回139万7,000円を
追加し、計6,190万7,000円、財源内訳といたしまして国・府支出
金の139万7,000円であります。需用費の12万7,000円、委託
料の127万円であります。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、今回510万円を追
加し、計3億2,850万5,000円、財源内訳といたしまして地方債の
450万円、一般財源の60万円であります。工事請負費の510万円であ
ります。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、今回5,000円を追加し、計2
億2,557万5,000円、財源内訳といたしまして一般財源の5,00
0円あります。負担金補助及び交付金の5,000円あります。

次のページをごらんください。

5項住宅費、1目住宅管理費、今回750万円を追加し、計6,483万
1,000円、財源内訳といたしまして一般財源の750万円あります。
委託料の750万円あります。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、今回132万2,000円
を追加し、計3,778万6,000円、財源内訳といたしまして、その他
の132万2,000円あります。報償費の132万2,000円であ
ります。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、今回155万円4,
000円を追加し、計338万6,000円、財源内訳といたしまして国・
府支出金の116万5,000円、一般財源の38万9,000円であ
ります。負担金補助及び交付金の155万4,000円あります。

4項社会教育費、2目文化財保護費、今回100万円を追加し、計1,2
14万1,000円、財源内訳といたしまして国・府支出金の75万円、一
般財源の25万円あります。委託料の100万円あります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 続いて、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) それでは、令和元年度井手町一般会計補正予算(第2回)に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所を添付しておりますので、あわせてご参照願います。

図対象番号①、事業名、JR山城多賀駅前ロータリー整備、事業費510万円、財源内訳としまして、地方債の450万円、一般財源の60万円、事業の概要としまして、時計設置1カ所であります。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長(岡田久雄) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) ページ数で言いまして12ページ、井手町地域おこし協力隊事業ということで400万余り計上されてはいますが、そのうちの主なものが備品の購入費120万と負担金補助及び交付金186万、これは地域おこし協力隊の方、井手町に来ていただくということになるのかと思いますが、どういう方が何人ぐらい来られる予定なのか、その方はどういう仕事をさせていただくのかお尋ねいたします。今補正が組まれているということは、今年度中に、すぐにそういう協力隊の方に来てもらえる見通しがあるのかどうかお尋ねします。

次に、13ページの個人番号カード利用環境整備という事業ですが、これは、財源は国の方から来ているようではございますけれども、具体的にどういうことをするのか。商工費ということではございますけれども、委託料が主ではございますけれども、どこに委託されるのかお尋ねいたします。

同じく14ページ、多賀地区町営住宅建替事業ということで委託料が上がっておりますが、多賀地区の町営住宅は2カ所に分かれてはおりますけれども、どちらの側も非常に老朽化してはございまして、空き家になっているところは早急に解体してほしいという要望がずっとあるわけではございますけれども、これ、計画として、全て建てかえるのか、どういう計画にするのか、何戸取り壊して何戸建てるのか、現在お住まいの方についてはどのような措置をとるのかお尋

ねします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 眞木地域創生推進室長。

理事（眞木伸浩） ただいまのご質問のうち、井手町地域おこし協力隊事業に関する質問についてお答えを申し上げます。

まず1点目の主な経費の内訳についてでございますけれども、備品購入費といたしましては、地域おこし協力隊の方々が作業をいただくためのパソコンや作業机等の購入費を予定しております。

次に、負担金補助及び交付金につきましては、こちらも地域おこし協力隊の隊員の方々がお住まいを探されるときの家賃の補助、あるいは車両の活用費用というところに補助をすることを予定しております。

次に、どういう職務内容を期待しているのかというところでございますけれども、本町におきましては、現時点では最大3名の方々に、今後のまちおこしのさらなる活性化を図るため、まちづくりの拠点でありますまちづくりセンター椿坂を中心いたしまして、井手町のまちづくり協議会と連携し、町に人を呼び込むための各種PRイベントの企画立案や広報、周辺の耕作放棄地を用いた特産品の栽培、開発等を行っていただくことを期待しております。

最後に、今後の予定でございますけれども、9月補正で採用等に関する経費を計上させていただいておりますので、今後10月から12月にかけてインターネット等を通じた採用活動を行いまして、年明けからの新規導入を目指したいということを考えてございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） ただいまの谷田みさお議員の個人番号カード利用環境整備の関係についてお答えいたします。

こちらの事業につきましては、今年度10月からの消費税率の引き上げに伴う反動減対策としまして、2020年度、来年度7月から実施を予定されておりますマイナンバーカードを活用した消費活性化対策の事業の実施に向けた環境整備の予算計上でございます。今回につきましては、マイナンバーカードの発行支援でございましたり準備事務に必要なと見込まれる費用につい

て補正したものでございます。また、委託先につきましては、制度の説明会
なりを商工会の会員様宛てに行うなどのところを委託予定としておりまして、
商工会に委託するものと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） ただいまの谷田みさお議員の町営住宅に関しましてお答
えをさせていただきます。

まず現在、多賀地区の町営住宅としては2団地10戸、建物としてはござ
います。いずれも昭和30年に建築されまして、64年が経過して建てかえ
が必要というところで、井手町公営住宅等長寿命化計画にも建てかえとい
うことで掲載しているところでございます。今回、建てかえにつきましては、
あくまでも2棟の分、非常に老朽化しているということで、建てかえとい
うことで今後進めていきたいということで、必要な予算の方を計上させてい
ただいたところでございます。

それと、住んでいる方、どうするかという質問でございますけども、現在
の居住者への対応につきましては、建てかえの場合、制度上、再入居、その
他の保証等されておりますので、今後事業を進める中で適切に対応してい
く予定でございます。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 町営住宅の件、10戸全て現状の場所で建てかえる
という理解でいいんでしょうか。集約するとか、そういうことはないとい
うことですね。

それと、個人番号カードの利用環境整備ということで、商工会に説明会等
を委託するという、対象は誰なのか。これ、お商売されてる方を対象に利用
方法の説明をするとかそういうことなのか。マイナンバーカードは普及が少
ないわけで、それを、消費税増税のときに自治体ポイントなんかという制度
をつくって、それでポイントをためてもらえるようにするんやとかいう話も
出てますけれども、まだ全然国の方でも制度の詳細が決まってないと思うん

です。今回、これ、国の方でもいろんな制度が決まってない中で何の説明をされるのかよくわからないんですけども、もう少し詳しく、どういうことに番号カードを使うのかお尋ねいたします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 先ほどの町営住宅の件でございますけども、基本、統合をして別の場所で建てようということで今後進めていこうとして、今回予算計上しているものでございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどのマイナンバーカードの関係でございますが、国が5月に行われた説明会におきましては、マイナンバーカードを住民様が交付していただきまして、各自治体の自治体ポイントを住民の皆様が購入しまして、そのポイントに国がプレミアム分を上乗せして、購入したポイントで各地域の店舗で利用していただくということで、地域の商工業者であったりそういったところに制度の説明会を実施していくことを予定しておりました。

ただ、国は、国民が簡易な方法で利用できることが重要でありましたり、民間のキャッシュレス決済事業者を活用すべきというような意見と、また、本対策に実施して行うポイント発行の精算等の財務会計事務の関係の市町村の事務負担増などを総合的に鑑みまして、抜本的な見直しを図るということが、国から京都府を通じて8月上旬に通知が届いたところです。見直しにつきましては、この秋、できるだけ早い時期にお知らせするというので、詳細についてはまだ来ておりません。ただ、その中でも、国においては、マイナンバーカードの普及について、消費活性化対策を行うということと関連づけて事業については進めるということですので、今予算、9月議会等に上程することということを通知の中で書かれておりましたので、今回計上しているところであります。

なお、マイナンバーカードの普及促進に際しまして、発行支援でありましたり、そういった準備事務について、今回補正を上げさせていただいております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 町営住宅の件で、もう一度お伺いしますが、その10戸全部建てかえですかということ聞いたんですけど、戸数の計画がわかりません。委託するということで、設計等も委託していくわけでしょう。そうすると、何戸なのか、どこが場所なのかとか、そんなの全然わからないままというのはおかしいと思うんですが、集約してどこに建てようという考えなのか。10戸全部なのか、いやいや、この機会に集約して、もっと多賀地区の町営の数をふやすんやということなのか減らすんやということなのか、お尋ねいたします。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、建てかえを考えている場所でございますけども、多賀地区にあります東北河原団地の隣接地の方で確保したいというふうに今考えております。基本、建てかえでございますので、現在老朽化しているのが10戸全てございます。その戸数を確保するという方向で考えておるところでございます。

以上でございます。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 賛成の立場で討論を行います。

さまざまな住民生活に必要な予算が計上されておりますので、全体として賛成するんですが、特に多賀地区の町営住宅建てかえというのは従来から要望もありましたので、ぜひ進めていただきたいと思いますというわけです。

今のマイナンバーカードの自治体ポイントについての環境整備ということですが、これ、どう考えても国の方針が右往左往している中で、消費税増税後の動向等もわからない中で、とにかくやるんだというのは、えらい見切り

発車で、強引過ぎるというふうに思います。町の商工会の皆さんも、まずそれよりキャッシュレスの、増税になったときのポイント還元がどうなるかということの方が、我々どうしたらいいのと思ったはる方、たくさんおられると思うんです。そういう説明をやってあげる方が必要なことじゃないかなと。それを飛び越して自治体ポイントの制度なんていうのは、これは時期尚早で、またこれ、仕事をやり出した、事業をやり出した、国の方針が変わるみたいなことが起こりかねないことじゃないかなと。

どうしても国がやるんやと言わはっても、もう少し様子を見てできることなんじゃないかというふうに思いますので、その点は納得できませんけれども、その他の予算は賛成できるものなので、賛成します。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、議案第32号、令和元年度井手町一般会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第33号、令和元年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） それでは、議案第33号、令和元年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

令和元年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,474万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,948万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、今回の補正につきましては、平成30年度の介護保険特別会計の精算見込みによる返還金の補正であります。

それでは、5ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回2,474万6,000円を追加し、計2,474万7,000円、前年度繰越金の2,474万6,000円であります。

次の6ページをごらんください。

歳出であります。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、今回1,318万7,000円を追加し、計1,318万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1,318万7,000円であります。償還金利子及び割引料の1,318万7,000円あります。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、前回までの累計はございません。今回新たに1,155万9,000円を計上し、計1,155万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1,155万9,000円あります。繰出金の1,155万9,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第33号、令和元年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第33号は原案のお

り可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は9月25日、午前10時から会議を開きます。

散会 午後 3時07分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岡 田 久 雄

署名議員 脇 本 尚 憲

署名議員 丸 山 久 志